

第 51 避難所関係様式

(各部)

避難者カード (表面)

(本編 震災編 P.214)

避難者カード		受付No	
避難者の皆さまへ ◆ 一 가족につき 1 枚ご記入ください。 ◆ 避難所のルールをご確認のうえ、以下の太線枠内のご記入をお願いします。 ◆ 感染症拡大防止のため、受付時に必ず避難者全員が検温をお願いします。		案内居室	
		年 月 日 時 分	
世帯代表者 氏名			
住 所			
電話番号			
一緒に避難した家族の人数	世帯代表者を含めて () 人		
特に配慮が必要な方がいれば、 ご記入をお願いします。	(氏名)		
	(必要な配慮)		
ペット動物の有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 一緒に避難している → ペット登録カードをご記入ください。 ● 避難していない 		
所属する町会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入している → (町会・自治会名) ● 加入していない 		
避難所運営への協力	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアとして協力できる → 活動用ピブスをお受け取りください。 		
・物品の運搬避難者への声かけ ・物品の運搬 ・施設内の清掃 など	協力者： <ul style="list-style-type: none"> ● 協力できない 		
協力を活かせる資格等がありましたらご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 看護・介護関連 ● その他 ()	検温確認欄 ※ 発熱 (37.5度以上) を確認した場合は、感染症対策居室を案内してください。		
	検温確認者		
	(検温で37.5度以上の方) 氏名・年齢・性別		

ペット登録カード

ペット登録カード			No.	
飼い主	氏名			
	住所			
	電話			
ペット情報	名前			
	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()		
	特徴 (毛色等)			
	<犬の場合>	登録	有 ・ 無	
狂犬病予防注射		済 ・ 未		
特記事項				

収容状況一覧表（居室別）

避難所

居室名

No.	世帯名	A (B+C) 総人員	B 男	C 女	内 訳		備 考
					D 幼児	E 高齢者	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
計					()	()	

収容状況総集計表

避難所

平成 年 月 日 () 第 回目

居室名	世帯数	A(B+C) 総人員	B 男	C 女	内 訳		備 考
					D 幼児	E 高齢者	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
					()	()	
計					()	()	

物品管理簿

物品管理簿						
避難所名						
備蓄物品						
保管場所						
月/日	時間 (配付した時間帯)	受 (受けた数)	払 (使用数)	現在数 (残りの数)	備考	記入者
/	/	/	/		備蓄数	/
/						
/						
/						
/						
/						

※ 必ず、物資 1 種類につき 1 枚記入してください。

※ この受払簿は、避難所閉鎖時に必ず区職員に渡してください。

月/日	時間 (配付した時間帯)	受 (受けた数)	払 (使用数)	現在数 (残りの数)	備考	記入者
/	/	/	/	1,600	備蓄数	/
10/12	16:00~ 17:00	0	100	1,500	1回目配付	〇〇
10/12	19:00~ 19:30	0	70	1,430	避難者増に伴い2回目配付	〇〇

避難所運営従事者・避難者数報告書

避難所運営従事者・避難者数報告書

避難所名	
-------------	--

第 報	報告日時	月 日 時 分
	報告者	

避難者数		・要配慮者： 人 ・ペット動物： 匹
運営 従事者数		・運営会議： 人 ・学校関係者： 人 ・区職員： 人 ・ボランティア： 人

《特記事項》 災对本部への報告事案

受信確認	➔	福祉管理課へ写しを持参
受信者名		報告日時 月 日 時 分 報告者名

第 52 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧

(本編 震災編 P. 203、275、風水害編 P. 85、87)

1 災害備蓄倉庫

	倉庫名	所在地	規模(床面積)	設置年度
1	大谷田災害備蓄倉庫	大谷田 1-1	313.77 m ²	S 52
2	舎人災害備蓄倉庫	入谷 6-2-11	430.10 m ²	S 52
3	千住桜木災害備蓄倉庫	千住桜木 2-17-4	400.00 m ²	S 55
4	興本備災害蓄倉庫	興野 1-1-10	641.66 m ²	S 61
5	保木間災害備蓄倉庫	保木間 3-33-1	689.20 m ²	H 4
6	第二舎人災害備蓄倉庫	舎人 6-10-11	903.15 m ²	H 26

2 学校備蓄庫(小学校)

	名称	所在地	規模(床面積)
1	千寿小学校	千住宮元町 6-1	外倉庫、0.5 教室分 2 階
2	千寿本町小学校	千住 3-30	1 教室分 1 階
3	千寿双葉小学校	千住大川町 17-1	1 教室分 1 階
4	千寿常東小学校	千住旭町 10-31	1 教室分 2 階
5	足立小学校	足立 1-13-10	2 教室分 1・3 階
6	千寿桜小学校	千住桜木 1-8-15	1 教室分 2 階
7	千寿第八小学校	千住関屋町 16-1	1 教室分 1 階
8	西新井小学校	西新井本町 4-9-27	1 教室分 1 階
9	西新井第一小学校	西新井 6-21-3	1/2 教室分 1 階
10	西新井第二小学校	西新井 4-34-1	1 教室分 外倉庫 2 階
11	西伊興小学校	伊興 2-6-1	1 教室分 外倉庫
12	興本小学校	扇 3-22-1	0.5 教室分 1 階、外倉庫
13	本木小学校	本木北町 7-1	1 階 (100 m ²)
14	寺地小学校	扇 1-7-1	2 教室分 1 階
15	関原小学校	関原 3-38-3	1 教室分 1 階
16	江北小学校	江北 4-21-1	2.5 教室分 2 階 外倉庫
17	高野小学校	江北 5-4-1	1 教室分 2 階
18	扇小学校	扇 2-30-1	1.5 教室分 2 階
19	鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22	1.5 教室分 1 階
20	鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1	外倉庫 (63 m ²)
21	北鹿浜小学校	鹿浜 5-27-1	1 教室分 1 階
22	鹿浜西小学校	鹿浜 2-24-1	1 教室分 外倉庫
23	鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1	2.5 教室分 1・2 階
23	皿沼小学校	皿沼 1-19-1	1 教室分 1 階
24	新田学園第二校舎 (新田小学校)	新田 3-30-16	1.5 教室分 1 階
25	宮城小学校	宮城 1-27-25	0.5 教室分 3 階、外倉庫
26	舎人小学校	舎人 1-25-32	0.5 教室分 2 階
27	舎人第一小学校	舎人 6-4-1	1 教室分 1・4 階
28	足立入谷小学校	入谷 3-8-1	1 教室分 3 階、外倉庫
29	古千谷小学校	古千谷本町 4-12-16	外倉庫 (30 m ²)

	名 称	所 在 地	規 模 (床面積)
30	梅島小学校	梅田 7-35-1	外倉庫 (100 m ²)
31	梅島第一小学校	梅島 3-37-4	1.5 教室分 2 階
32	梅島第二小学校	梅田 3-27-4	1.5 教室分 4 階
33	島根小学校	島根 3-28-11	外倉庫 (100 m ²)
34	中島根小学校	島根 2-9-22	1 教室分 外倉庫
35	亀田小学校	西新井栄町 1-1-1	1.5 教室分 1・2 階
36	栗原小学校	西新井栄町 2-10-18	外倉庫、1 階昇降口付近 (10 m ²)
37	栗原北小学校	栗原 4-25-9	外倉庫 (44 m ²)
38	栗島小学校	青井 6-13-10	1 教室分 1・3 階
39	加平小学校	六町 3-3-11	1.5 教室分 1 階
40	東栗原小学校	一ツ家 3-20-1	1.5 教室分 2・3 階
41	平野小学校	平野 3-6-3	1 教室分 1 階
42	弥生小学校	中央本町 2-5-1	1 教室分 1 階
43	弘道小学校	西綾瀬 4-7-27	1.5 教室分 2・3 階
44	弘道第一小学校	弘道 1-20-8	2 教室分 1・3 階
45	青井小学校	青井 3-12-2	1 教室分・4 階、外倉庫 (10 m ²)
46	綾瀬小学校	綾瀬 3-12-15	外倉庫 (36 m ²)
47	東綾瀬小学校	東綾瀬 2-15-15	外倉庫 (48 m ²)
48	東加平小学校	加平 1-12-12	1 教室分 3 階
49	東湊江小学校	東和 3-20-11	外倉庫 (32 m ²)
50	中川小学校	大谷田 3-17-20	1 教室分 外倉庫
51	中川北小学校	六木 1-6-10	1 教室分 1 階
52	辰沼小学校	谷中 5-12-1	0.5 教室 1 階、外倉庫
53	中川東小学校	大谷田 2-1-10	0.5 教室 1 階、外倉庫
54	北三谷小学校	東和 1-17-12	2 教室分 1・2 階
55	大谷田小学校	中川 4-41-27	1.5 教室分 2・3 階
56	長門小学校	中川 1-19-32	1 教室分 1 階
57	花畑小学校	南花畑 3-22-1	1.5 教室分 1・2 階
58	花畑第一小学校	花畑 1-29-1	1.5 教室分 1・3 階
59	花畑西小学校	花畑 4-21-1	1.5 教室分 3 階、外倉庫
60	桜花小学校	花畑 6-4-6	0.5 教室分 1 階、外倉庫
61	花保小学校	南花畑 2-19-1	1 教室分 1 階
62	六木小学校	六木 3-21-11	1.5 教室分 1・2 階
63	湊江小学校	西保木間 1-10-3	1.5 教室分 2・3 階
64	湊江第一小学校	保木間 3-27-1	外倉庫 (32 m ²)
65	西保木間小学校	西保木間 4-2-1	1 教室分 3 階
66	保木間小学校	竹の塚 3-6-3	1 教室分 1・3 階
67	竹の塚小学校	竹の塚 1-8-1	1.5 教室分 1・2 階
68	伊興小学校	伊興 4-16-1	外倉庫 (100 m ²)
69	東伊興小学校	東伊興 1-4-15	1 教室分 1 階、外倉庫 (10 m ²)

3 学校備蓄庫（中学校）

	名 称	所 在 地	規 模（床面積）
1	第一中学校	千住河原町 4-7	外倉庫、0.5 教室分 4 階
2	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1	外倉庫 (83 m ²)
3	千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6	外倉庫 (42 m ²)、2 階
4	第四中学校	梅島 1-2-33	外倉庫 (25.93 m ²)
5	第五中学校	西新井本町 2-3-1	1 教室分 1 階
6	第六中学校	本木西町 16-1	1 教室分 4 階
7	第七中学校	関原 3-32-14	1 教室分 外倉庫
8	第九中学校	梅田 6-32-1	外倉庫 (10 m ²)、0.5 教室分 4 階
9	第十中学校	梅島 3-23-3	1.5 教室分 1・4 階
10	第十一中学校	弘道 1-38-15	外倉庫 (100 m ²)
11	第十二中学校	大谷田 1-37-1	0.5 教室分 外倉庫
12	第十三中学校	神明南 1-16-1	1 教室分 1 階
13	第十四中学校	西竹ノ塚 1-8-1	外倉庫 (26 m ²)
14	江南中学校	宮城 1-8-4	1 教室分 4 階
15	新田学園（新田中学校）	新田 3-34-2	1 階 (113 m ²)
16	鹿浜菜の花中学校	鹿浜 5-18-1	2 教室分 1・2 階
17	東島根中学校	平野 1-24-2	1.25 教室分 2 階
18	溯江中学校	保木間 3-6-6	0.5 教室分 1 階、外倉庫
19	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13	1 教室分 2 階
20	東綾瀬中学校	東綾瀬 1-5-3	外倉庫
21	青井中学校	青井 4-19-1	1 教室分 1 階・外倉庫
22	花畑中学校	花畑 1-31-1	1 教室分 1 階
23	蒲原中学校	東和 3-17-15	外倉庫 (42 m ²)
24	西新井中学校	西新井 7-22-1	1.5 教室分 1 階
25	入谷中学校	入谷 3-6-1	1 教室分 4 階
26	伊興中学校	伊興 5-17-1	外倉庫、3 階 1.5 教室分
27	花畑北中学校	花畑 6-12-35	1.5 教室分 1・3 階
28	谷中中学校	谷中 3-14-1	1 教室分 1 階
29	花保中学校	南花畑 2-41-1	1 教室分 1・3 階
30	栗島中学校	中央本町 5-23-1	1 教室分 外倉庫
31	扇中学校	扇 3-18-14	外倉庫 (100 m ²)
32	加賀中学校	加賀 2-25-22	1 教室分 3 階
33	入谷南中学校	入谷 1-24-1	1 教室分 1 階・4 階
34	六月中学校	六月 1-30-1	1 教室分 外倉庫
35	江北桜中学校	江北 1-17-1	1 教室分 1 階・外倉庫 2 階

4 学校備蓄庫（都立高校）

	名 称	所 在 地	規 模（床面積）
1	都立江北高校	西綾瀬 4-14-30	外倉庫 (26 m ²)
2	都立荒川商業高校	小台 2-1-31	外倉庫 (31 m ²)
3	都立足立東高校	大谷田 2-3-5	1 階 (26 m ²)
4	都立足立新田高校	新田 2-10-16	0.5 教室分 4 階
5	都立足立工科高校	西新井 4-30-1	0.5 教室分 2 階
6	都立足立高校	中央本町 1-3-9	0.5 教室分

5 その他の倉庫等

	名 称	所 在 地	規 模 (床面積)
1	東京都朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12	1階
2	東京未来大学	千住曙町 34-12	外倉庫
3	東京芸術大学	千住 1-25-1	4階
4	帝京科学大学	千住桜木 2-2-1	1階
5	東京電機大学 東京千住アネックス	千住旭町 38	1階 (120 m ²)
6	足立学園	千住旭町 40-24	4階
7	潤徳学園	千住 2-11	外倉庫
8	日ノ出団地倉庫	日ノ出町 27	71 m ²
9	下沼防災倉庫	南花畑 4-9-13	256. 32 m ²
10	元町アパート	千住元町 34-1	1階
11	桑袋ビオトープ公園	花畑 8-2-2	26 m ²
12	生涯学習センター	千住 5-13-5	地下 1階
13	区本庁舎地下 1階倉庫	中央本町 1-17-1	地下 1階
14	元宿さくら公園	千住元町 18	外倉庫 (15. 36 m ²)
15	旧本木東小学校	本木 1-14-15	外倉庫
16	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町 9-1	外倉庫 (15 m ²)
17	国道 4 号線高架下	千住 5	外倉庫 (24 m ²)
18	千住スポーツ公園	千住緑町 2-1-1	外倉庫 (6 m ²)
19	河添公園	綾瀬 2-46	外倉庫 (6 m ²)
20	千住曙児童遊園	千住曙町 1-3-3	外倉庫 (6 m ²)
21	海外産業人材育成協会 (AOTS)	千住東 1-30-1	外倉庫 (6 m ²)
22	順天学園新田キャンパス	新田 2-9-3	4階

「災害備蓄倉庫 1 鹿浜災害備蓄倉庫」は、旧上沼田小分を含む。

「災害備蓄倉庫 7 第二舎人災害備蓄倉庫」は、青井高校対応分及び旧入谷南小学校分を含む。

第 53 備蓄物品一覧

(各部)

(本編 震災編 P. 259、275、風水害編 P. 87)

保管場所別：災害備蓄倉庫

(令和 7 年 3 月現在)

No.	分類	管理	品 名	単位	大 谷 田 災 害 備 蓄 倉 庫	舎 人 災 害 備 蓄 倉 庫	千 住 桜 木 災 害 備 蓄 倉 庫	興 本 災 害 備 蓄 倉 庫	保 木 間 災 害 備 蓄 倉 庫	
1	食糧		クラッカー	食						
2			アルファ化米 (五目)	食						
3		都		アルファ化米 (五目)	食	20,000				
4				アルファ化米 (わかめ)	食					
5		都		アルファ化米 (わかめ)	食	5,000				
6				アルファ化米 (梅がゆ)	食					
7		都		アルファ化米 (白がゆ)	食	5,000				
8				アルファ化米 (低たんぱく)	食			1,000		
9		都		クリームサンドビスケット	食	12,120				
10		都		米粉クッキー	食	20,000				198,700
11		都		アルファ化米 (白米)	食	3,600				
12				レトルト玄米保存食 (カレー)	食					
13				レトルト玄米保存食 (トマト)	食					
14				レトルト玄米保存食 (和風)	食					
15				レトルト玄米保存食 (エスニック)	食					
16				フリーズドライごはん (梅しそ)	食					
17				フリーズドライごはん (カレー)	食					
18				フリーズドライごはん (ピラフ)	食					
19				防災食 (栄養調整食品)	食					
20				粉ミルク	缶					27
21				粉ミルク (アレルギー用)	缶					27
22				とろみ調整食品	包					350
23				災害備蓄用飲料水	ℓ					
24	給水・炊飯		カセットガスコンロ	台				15	15	
25			炊飯器	台			3	2	3	
26		日赤		炊飯器 (プロパン)	台	2	1	2	4	9
27				鍋	個			3	3	33
28		都		鍋セット	式			2	1	36
29				紙コップ	個					
30				プラスチックコップ	個		3,000	300		
31				やかん (10ℓ)	個			6		
32				ポリタンク (20ℓ)	個	75	100			67
33				ポリタンク (300ℓ)	個	3	7	5	2	7
34				ポリタンク (1,000ℓ)	個					1
35				灯油用ポリタンク	個		2			
36				ろ水器	台					
37				プロパンガスコンロセット	式					
38				ザル	個					
39				柄杓	本					
40				缶切り	個					
41				食品用ラップフィルム	巻					
42				給水袋	袋	24,000	26,000	20,000	24,000	28,000
43				応急給水用資機材	式					
44				哺乳瓶	個					
45				哺乳瓶 (使い捨て)	個					
46				かまどベンチ用燃料 (5 kg)	箱					

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
1	食糧		クラッカー	食	3220		62,370	246,760	312,350
2			アルファ化米（五目）	食	3200		11,150	227,460	241,810
3		都	アルファ化米（五目）	食					20,000
4			アルファ化米（わかめ）	食	3200		9,750	229,360	242,310
5		都	アルファ化米（わかめ）	食					5,000
6			アルファ化米（梅がゆ）	食				9,450	9,450
7		都	アルファ化米（白がゆ）	食					5,000
8			アルファ化米（低たんぱく）	食					1,000
9		都	クリームサンドビスケット	食			44,040		56,160
10		都	米粉クッキー	食					218,700
11		都	アルファ化米（白米）	食					3,600
12			レトルト玄米保存食（カレー）	食		31,250			31,250
13			レトルト玄米保存食（トマト）	食		31,250			31,250
14			レトルト玄米保存食（和風）	食		31,250			31,250
15			レトルト玄米保存食（エスニック）	食		31,250			31,250
16			フリーズドライごはん（梅しそ）	食		25,000			25,000
17			フリーズドライごはん（カレー）	食		25,000			25,000
18			フリーズドライごはん（ピラフ）	食		25,000			25,000
19			防災食（栄養調整食品）	食			18,640		18,640
20			粉ミルク	缶				1,797	1,824
21			粉ミルク（アレルギー用）	缶				125	152
22			とろみ調整食品	包				19,050	19,400
23			災害備蓄用飲料水	ℓ		284568	60,048	668,722	1,013,338
24	給水・炊飯		カセットガスコンロ	台	15		45	560	650
25			炊飯器	台					8
26		日赤	炊飯器（プロパン）	台					18
27			鍋	個				228	267
28		都	鍋セット	式				116	155
29			紙コップ	個				443,047	443,047
30			プラスチックコップ	個					3,300
31			やかん（10ℓ）	個				243	249
32			ポリタンク（20ℓ）	個			60	235	537
33			ポリタンク（300ℓ）	個					24
34			ポリタンク（1,000ℓ）	個					1
35			灯油用ポリタンク	個				201	203
36			ろ水器	台	8			116	124
37			プロパンガスコンロセット	式				126	126
38			ザル	個				191	191
39			柄杓	本				277	277
40			缶切り	個				268	268
41			食品用ラップフィルム	巻				1,190	1,190
42			給水袋	袋	24,300				146,300
43			応急給水用資機材	式				195	195
44			哺乳瓶	個				1,219	1,219
45			哺乳瓶（使い捨て）	個				12,400	12,400
46			かまどベンチ用燃料（5kg）	箱	3220		62,370	64	64
No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
47	救護		担架	台	18	20			
48	救急		リヤカー	台		2	5	10	
49	救急	都	リヤカー	台	4	4	4	4	6

50	搬送		車椅子	台						15
51			災害備蓄用医薬品セット	式						
52			一輪車	台	5	10	5	5		10
53	生活用品		毛布	枚		850	14,300	2,280		
54		都	毛布	枚		7,000				2,300
55		都	カーペット（マット）	枚			2,505			2,700
56			エアーマット	枚		13810				
57			ベッドセット	式	76		58			
58			段ボールベッド	床						
59			段ボール間仕切り	枚		31				18
60		日赤	キャンパスベッド	床	10	10	18	25		14
61			アルミブランケット	枚						
62			うちわ	枚				7,500		
63			子ども用紙おむつ（S）	枚						
64			子ども用紙おむつ（M）	枚						
65			子ども用紙おむつ（L）	枚						
66			子ども用紙おむつ（BIG）	枚						
67			大人用紙おむつ（M）	枚						
68			大人用紙おむつ（M～L）	枚						
69			大人用紙おむつ（L）	枚						
70			生理用品	枚						
71			杖	本				120		
72			ペット用リード	本						
73			ケージ	個						25
74			ゴミ袋	枚						
75			要援護者ネームケースセット	式						
76			プライベートテント	張	3	3	3	15		17
77			テント（1.5間×2間）	張	2			5		
78		日赤	テント（1.5間×2間）	張	2	6		3		8
79			テント（2間×3間）	張	4	29	26	10		
80		日赤	テント（2間×3間）	張	2	9		2		15
81			エアータント	張						
82		都	エアータント	張	1			1		1
83		都	ロッジ型テント	張	10	10	10	10		10
84			マウスウォッシュ	個						
85			歯磨きシート	枚						
86			蚊取線香	巻						
87		空気入れ	本	6	7	7	15		1	
88		ローソク	本	1,140	1,152	3,466	2,304		1,296	
89		タオル	枚	600	3,020		2,069		250	
90		簡易風呂セット	式				1			
91	都	風呂・シャワー	式				1		1	
92		ゴミ箱	個							
93		ビニール袋	枚							
94		スズランテープ	巻							
95		養生テープ	巻							
96		付箋（模造紙サイズ）	冊							
97		文具類	式							

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
47	救護 ・ 救急 ・		担架	台					113
48			リヤカー	台					109
49		都	リヤカー	台	6				
50			車椅子	台	15				210

51	搬送		災害備蓄用医薬品セット	式					125
52			一輪車	台	10				
53			毛布	枚					264,547
54		都	毛布	枚	2,300				2,880
55		都	カーペット (マット)	枚	2,700				
56			エアーマット	枚					176900
57			ベッドセット	式					
58			段ボールベッド	床		350			150
59			段ボール間仕切り	枚	18				708
60		日赤	キャンパスベッド	床	14			6	
61			アルミブランケット	枚					146,400
62			うちわ	枚					115,750
63			子ども紙おむつ (S)	枚		3,936			59,962
64			子ども紙おむつ (M)	枚		1,792			29,742
65			子ども紙おむつ (L)	枚		2,288			36,846
66			子ども紙おむつ (BIG)	枚		1,976			28,182
67			大人用紙おむつ (M)	枚					33,134
68			大人用紙おむつ (M~L)	枚		3,864			4,420
69			大人用紙おむつ (L)	枚		1,488			28,618
70			生理用品	枚		731			318,516
71			杖	本					1,150
72			ペット用リード	本					552
73			ケージ	個	25				
74			ゴミ袋	枚					2,829
75			要援護者ネームケースセット	式					111
76	生活		プライベートテント	張	17				505
77	用品		テント (1.5間×2間)	張					
78		日赤	テント (1.5間×2間)	張	8				
79			テント (2間×3間)	張					
80		日赤	テント (2間×3間)	張	15				
81			エアータント	張			69		
82		都	エアータント	張					
83		都	ロッジ型テント	張	10				
84			マウスウォッシュ	個					290400
85			歯磨きシート	枚					56400
86			蚊取線香	巻					9,810
87			空気入れ	本	1				115
88			ローソク	本	1,296				
89			タオル	枚	250				
90			簡易風呂セット	式					
91		都	風呂・シャワー	式	1				
92			ゴミ箱	個					118
93			ビニール袋	枚					118,000
94			スズランテープ	巻					452
95			養生テープ	巻					2,832
96			付箋 (模造紙サイズ)	冊					118
97			文具類	式					118

No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
98	トイレ 関連		マンホールトイレ用部材 (公道用)	式				40	
99			マンホールトイレ用部材 (学校用)	式				17	
100		都		簡易トイレ	台			1,000	
101				仮設トイレ (ラップボン)	台				2
102				便袋	枚			434,000	
103				トイレ用消臭剤	個				
104				トイレ用ペーパー	巻		990	100	3,000
105	照明 発電		非常照明セット	式					
106			投光器	個	8	12	14	4	26
107			投光器用三脚	本				8	
108			多機能LED照明	本					
109			懐中電灯	本	5	178	152	50	177
110			バルーン投光器	台	5				2
111			乾電池 (単一)	本	300	150	150		732
112			乾電池 (単二)	本	600	300	300		1,500
113			乾電池 (単三)	本	160	80	80		380
114			乾電池 (単四)	本					
115			延長コード	台	2	2	2		2
116			発電機 (ガソリン式)	台	8	4	11	14	48
117			発電機 (カセットガス式)	台	7	2		13	5
118			発電機 (プロパンガス式)	台				13	
119		発電機用ガソリン (1ℓ 缶)	缶			40	80		
120		カセットガスボンベ	本		24		180	60	
121		プロパンガスボンベ (5 kg)	本				12	10	
122	情報 伝達		手回し充電式ラジオ	台					2
123			トランジスターラジオ	台	12	7	7	7	54
124			ラジオランタン	台					346
125			特設公衆電話機	台					
126			筆談ボード	枚					29
127			テレビアンテナ	台					
128			防犯ベル	個					
129			メガホン	台	18	10	19		19
130		携帯電話充電セット	式						
131	資器材		簡易ジャッキ	台	3	3	4		29
132			スコップ (角)	本			25		
133			スコップ (丸)	本	30	36		64	24
134			ジョレン	本					2
135			のこぎり	本	5	5	10		35
136			鉄線はさみ	本	4	4			13
137			ツルハシ	本	4	4	8		27
138			大ハンマー	本	5	4	8		25
139			バール	本	5	5	10		16
140			掛矢	本	4	4	8		7
141			単管パイプ	本	5	5			
142			チェーンソー	台	1	1	2		4
143			チェーンソー用混合ガソリン缶 (1ℓ 缶)	缶	4	4	4		32
144			小シャベル	本					
145			救助用ロープ	巻	1	1	2		52
146			カラビナ	個	5				19
147			脚立	台					3

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
98	トイレ 関連		マンホールトイレ用部材 (公道用)	式				690	730
99			マンホールトイレ用部材 (学校用)	式				150	167
100		都	簡易トイレ	台					1,000
101			仮設トイレ (ラップボン)	台			159		161
102			便袋	枚				392,000	826,000
103			トイレ用消臭剤	個				333	333
104			トイレトーパー	巻	1,536			2,628	8,362
105	照明 発電		非常照明セット	式			39	116	155
106			投光器	個			8	429	501
107			投光器用三脚	本				224	232
108			多機能LED照明	本				1,304	1,304
109			懐中電灯	本				464	1,026
110			バルーン投光器	台			4		11
111			乾電池 (単一)	本			300	2,338	3,970
112			乾電池 (単二)	本			300		3,000
113			乾電池 (単三)	本			300	2,832	3,832
114			乾電池 (単四)	本				2,322	2,322
115			延長コード	台				248	256
116			発電機 (ガソリン式)	台			17	241	343
117			発電機 (カセットガス式)	台			70	291	388
118			発電機 (プロパンガス式)	台			37	118	168
119		発電機用ガソリン (10 缶)	缶				1,882	2,002	
120		カセットガスボンベ	本			468	5,028	5,760	
121		プロパンガスボンベ (5 kg)	本			39	118	179	
122	情報 伝達		手回し充電式ラジオ	台			3	96	101
123			トランジスターラジオ	台				468	555
124			ラジオランタン	台				540	886
125			特設公衆電話機	台				397	397
126			筆談ボード	枚				681	710
127			テレビアンテナ	台				509	509
128			防犯ベル	個				590	590
129			メガホン	台				118	184
130		携帯電話充電セット	式				118	118	
131	資器材		簡易ジャッキ	台				350	389
132			スコップ (角)	本				597	622
133			スコップ (丸)	本				593	747
134			ジョレン	本				226	228
135			のこぎり	本				576	631
136			鉄線はさみ	本				450	471
137			ツルハシ	本				474	517
138			大ハンマー	本				436	478
139			パール	本				563	599
140			掛矢	本				439	462
141			単管パイプ	本				584	594
142			チェーンソー	台				112	120
143			チェーンソー用混合ガソリン缶 (10 缶)	缶				465	509
144			小シャベル	本				225	225
145			救助用ロープ	巻				119	175
146			カラビナ	個				552	576
147			脚立	台				100	103

No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
148	水害 対策		土のう袋	袋					
149			ブルーシート	枚		500	500	500	5,000
150			レインコート	着					
151			ライフジャケット	着			20	740	600
152			ボート	艇	10	5	3		5
153		都		ボート	艇				
154				船外機	台			5	
155	被服		軍手	双	60	60	84		216
156			防塵メガネ	個			20		154
157			防塵マスク	枚			8		200
158			ヘルメット	個			10		
159			さらし	枚	88	50	200	63	90
160	感染症 対策		使い切りマスク	枚					
161			フェイスシールド	枚					
162			非接触型体温計	個					
163			ゴム手袋	双					
164	避難所 運営		石鹼	個	60	84	270	59	60
165			避難所運営部員用腕章	式					
166			避難所運営部員用ビブス	式					
167			避難所看板	台					
168	その他		ボランティア用使い捨てベスト	式					
169			遺体収容袋	袋	300	300	300		
170			遺体防腐剤	個					

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
148	水害 対策		土のう袋	袋	2,800		150	16,520	19,470
149			ブルーシート	枚	500			2,007	9,007
150			レインコート	着				1,108	1,108
151			ライフジャケット	着				1,180	2,540
152			ボート	艇					23
153		都	ボート	艇			6		6
154			船外機	台					5
155	被服		軍手	双			840	14,726	15,986
156			防塵メガネ	個				2,345	2,519
157			防塵マスク	枚				6,651	6,859
158			ヘルメット	個				1,109	1,119
159			さらし	枚					491
160	感染症 対策		使い切りマスク	枚				325,000	325,000
161			フェイスシールド	枚				1,180	1,180
162			非接触型体温計	個				590	590
163			ゴム手袋	双				23,600	23,600
164			石鹼	個					533
165	避難所 運営		避難所運営部員用腕章	式				102	102
166			避難所運営部員用ビブス	式				102	102
167			避難所看板	台				100	100
168			ボランティア用使い捨てベスト	式				118	118
169	その他		遺体収容袋	袋					900
170			遺体防腐剤	個			1,400		1,400

※ 避難所備蓄倉庫は、第一次避難所及び福祉（第二次）避難所を示す。

※ その他の倉庫は、避難所備蓄倉庫及び上記の災害拠点倉庫以外を指し、本庁舎内倉庫及び区出先施設を含む。

第54 受水槽・高架水槽・プール一覧

(総務部、区民部、福祉部、都市建設部)

(本編 震災編P.496)

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
1	千寿小学校	千住宮元町6-1	—	—	325t
2	千寿本町小学校	千住3-30	15t	4t	325t
3	千寿双葉小学校	千住大川町17-1	8t	1.5t	225t
4	千寿常東小学校	千住旭町10-31	12.5t	3.4t	300t
5	足立小学校	足立1-13-10	—	—	325t
6	千寿桜小学校	千住桜木町1-8-15	14t	5t	325t
7	千寿第八小学校	千住関屋町16-1	16t	12t	200t
8	西新井小学校	西新井本町4-9-27	—	—	325t
9	西新井第一小学校	西新井6-21-3	22.5t	7.5t	250t
10	西新井第二小学校	西新井4-34-1	15t	3.8t	300t
11	西伊興小学校	伊興2-6-1	16t	3t	300t
12	興本小学校	扇3-22-1	12t	6.3t	300t
13	本木小学校	本木北町7-1	—	—	357.5t
14	寺地小学校	扇1-7-1	12t	4.5t	200t
15	関原小学校	関原3-38-3	—	—	200t
16	江北小学校	江北4-21-1	—	—	—
17	高野小学校	江北5-4-1	12t	10t	300t
18	扇小学校	扇2-30-1	15t	4t	200t
19	鹿浜第一小学校	谷在家2-24-1	14t	4t	300t
20	北鹿浜小学校	鹿浜5-27-1	14t	4.5t	300t
21	鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1	10t	3t	300t
22	鹿浜五色桜小学校	鹿浜4-20-22	—	—	200t
23	鹿浜未来小学校	鹿浜5-18-1			
24	皿沼小学校	皿沼1-19-1	37.5t	4t	200t
25	新田小学校	新田3-34-2	—	—	429t
26	宮城小学校	宮城1-27-25	16t	3.8t	200t
27	舎人小学校	舎人1-25-32	15t	3t	300t
28	舎人第一小学校	舎人6-4-1	8.3t	5t	300t
29	足立入谷小学校	入谷3-8-1	8t	2.3t	300t
30	古千谷小学校	古千谷本町4-12-16	8t	3t	300t
31	梅島小学校	梅田7-35-1	6t	3t	300t
32	梅島第一小学校	梅島3-37-4	15t	3.4t	200t
33	梅島第二小学校	梅田3-27-4	14t	4.5t	300t
34	島根小学校	島根3-28-11	7.5t	3t	300t
35	中島根小学校	島根2-9-22	12t	3t	300t

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
36	亀田小学校	西新井栄町1-1-1	36t	3t	275t
37	栗原小学校	西新井栄町2-10-18	12t	3t	200t
38	栗原北小学校	栗原4-25-9	9t	3t	200t
39	栗島小学校	青井6-13-10	—	4t	200t
40	加平小学校	六町3-3-11	—	—	357.5t
41	東栗原小学校	一ツ家3-20-1	18t	3.4t	300t
42	平野小学校	平野3-6-3	8t	3t	200t
43	弥生小学校	中央本町2-5-1	10t	3.4t	275t
44	弘道小学校	西綾瀬4-7-27	12t	4.5t	300t
45	弘道第一小学校	弘道1-20-8	—	6t	300t
46	青井小学校	青井3-12-2	15t	4.5t	300t
47	綾瀬小学校（仮設校舎）	東綾瀬1-5-3	—	—	—
48	東綾瀬小学校	東綾瀬2-15-15	—	2.3t	200t
49	東加平小学校	加平1-12-12	15t	3t	300t
50	東渚江小学校	東和3-20-11	37.5t	10t	300t
51	中川小学校	大谷田3-17-20	—	—	300t
52	中川北小学校	六木1-6-10	12t	3t	300t
53	辰沼小学校	谷中5-12-1	10t	2.3t	300t
54	中川東小学校	大谷田2-1-10	12t	3t	200t
55	北三谷小学校	東和1-17-12	15.7t	3.8t	200t
56	大谷田小学校	中川4-41-27	12t	3.4t	300t
57	長門小学校	中川1-19-32	8t	3t	300t
58	花畑小学校	南花畑3-22-1	10t	4.5t	275t
59	花畑第一小学校	花畑1-29-1	42t	15t	300t
60	花畑西小学校	花畑4-21-1	12t	3t	300t
61	桜花小学校	花畑6-4-6	12t	3t	200t
62	花保小学校	南花畑2-19-1	12t	3t	300t
63	六木小学校	六木3-21-11	—	—	200t
64	渚江小学校	西保木間1-10-3	15t	4.5t	300t
65	渚江第一小学校	保木間3-27-1	18t	6t	300t
66	西保木間小学校	西保木間4-2-1	17.5t	5.6t	200t
67	保木間小学校	竹の塚3-6-3	10t	2t	300t
68	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	12.5t	3t	300t
69	伊興小学校	伊興4-16-1	—	—	325t
70	東伊興小学校	東伊興1-4-15	18t	4t	200t
71	第一中学校	千住河原町4-7	7.5t	3t	300t
72	千寿桜堤中学校	柳原2-49-1	8t	3t	381t
73	千寿青葉中学校（仮設校舎）	千住緑町1-4-16	—	—	—
74	第四中学校	梅島1-2-33	—	—	300t
75	第五中学校	西新井本町2-3-1	—	4.5t	300t
76	第六中学校	本木西町16-1	12t	3t	300t
77	第七中学校	関原3-32-14	—	—	300t

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
78	第九中学校	梅田6-32-1	—	—	275t
79	第十中学校	梅島3-23-3	—	—	325t
80	第十一中学校	弘道1-38-15	16t	7.5t	200t
81	第十二中学校	大谷田1-37-1	—	—	200t
82	第十三中学校	神明南1-16-1	11.3t	3t	200t
83	第十四中学校	西竹の塚1-8-1	30t	6t	275t
84	江南中学校	宮城1-8-4	6t	2.3t	300t
85	新田中学校(新田学園)	新田3-34-2	—	—	—
86	鹿浜菜の花中学校	江北7-17-11	—	—	300t
87	東島根中学校	平野1-27-2	—	—	200t
88	浏江中学校	保木間3-6-6	20t	4.5t	300t
89	竹の塚中学校	西保木間4-12-13	15t	4.5t	200t
90	東綾瀬中学校	東綾瀬1-5-3	22.5t	6t	325t
91	青井中学校	青井4-19-1	10t	3.4t	300t
92	花畑中学校	花畑1-31-1	20t	6t	250t
93	蒲原中学校	東和3-17-15	11.3t	3t	275t
94	西新井中学校	西新井7-22-1	22.5t	8t	200t
95	入谷中学校	入谷3-6-1	8t	1.5t	300t
96	江北桜中学校	江北1-17-1	—	—	325t
97	伊興中学校	伊興5-17-1	24t	10t	200t
98	花畑北中学校	花畑6-12-35	11.3t	3t	300t
99	谷中中学校	谷中3-14-1	15t	6t	200t
100	花保中学校	南花畑2-41-1	11.3t	2.3t	200t
101	栗島中学校	中央本町5-23-1	20t	6t	200t
102	扇中学校	扇3-18-14	35t	4.5t	200t
103	加賀中学校	加賀2-25-22	8t	3t	200t
104	入谷南中学校	入谷1-24-1	16t	4.5t	300t
105	六月中学校	六月1-30-1	24t	5t	300t
106	江北高校	西綾瀬4-14-30			665t
107	足立高校	中央本町1-3-9			600t
108	荒川商業高校	小台2-1-31			487.5t
109	足立工業高校	西新井4-30-1			580t
110	淵江高校	東保木間2-10-1			600t
111	足立西高校	江北5-7-1			354t
112	足立東高校	大谷田2-3-5			544t
113	青井高校	青井1-7-35			500t
114	足立新田高校	新田2-10-16			611t
115	潤徳学園	千住2-11			—
116	足立学園	千住旭町40-24			—
117	東京朝鮮第四初中級学校	興野1-18-12			—
118	東京未来大学	千住曙町34-12			—

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
119	東京芸術大学	千住1-25-1			—
120	東京電機大学東京千住アネックス	千住旭町38			
121	城北特別支援学校	南花畑5-13-1			150t
122	南花畑特別支援学校	南花畑5-24-29			142t
123	千住桜花苑	千住元町18-19			—
124	花畑学園	南花畑5-24-49	12t	2t	—
	合計		1173.2t	355.2t	32358.5t

※1 区立小中学校の水槽は、実際の貯水の有効容量とする。

※2 都立高校等は、水槽の総容量としている。

※3 新田中学校は、新田学園として新田小学校の分に含む。

第 55 ろ水機配備場所一覧

(総務部、区民部、福祉部、都市建設部)

(本編 P. 278)

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
1	千 寿 小 学 校	千住宮元町 6-1	1
2	千寿本町小学校	千住 3-30	1
3	千寿双葉小学校	千住大川町 17-1	1
4	千寿常東小学校	千寿旭町 10-31	1
5	足 立 小 学 校	足立 3-11-5	2
6	千 寿 桜 小 学 校	千住桜木 1-8-15	1
7	千寿第八小学校	千住関屋町 16-1	1
8	西 新 井 小 学 校	西新井本町 4-9-27	1
9	西新井第一小学校	西新井 6-21-3	1
10	西新井第二小学校	西新井 4-34-1	1
11	西 伊 興 小 学 校	伊興 2-6-1	1
12	興 本 小 学 校	扇 3-22-1	1
13	本 木 小 学 校	本木北町 7-1	1
14	寺 地 小 学 校	扇 1-7-1	1
15	関 原 小 学 校	関原 3-38-3	1
16	江 北 小 学 校	江北 4-21-1	1
17	高 野 小 学 校	江北 5-4-1	1
18	扇 小 学 校	扇 2-30-1	1
19	鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22	1
20	鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1	1
21	北 鹿 浜 小 学 校	鹿浜 5-27-1	1
22	鹿 浜 西 小 学 校	鹿浜 2-24-1	1
23	鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1	
23	皿 沼 小 学 校	皿沼 1-19-1	1
24	新田学園第二校舎 (新田小学校)	新田 3-30-16	1
25	宮 城 小 学 校	宮城 1-27-25	1
26	舎 人 小 学 校	舎人 1-25-32	1
27	舎人第一小学校	舎人 6-4-1	1
28	足立入谷小学校	入谷 3-8-1	1
29	古 千 谷 小 学 校	古千谷本町 4-12-16	1

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
30	梅 島 小 学 校	梅田 7-35-1	1
31	梅 島 第 一 小 学 校	梅島 3-37-4	1
32	梅 島 第 二 小 学 校	梅田 3-27-4	1
33	島 根 小 学 校	島根 3-28-11	1
34	中 島 根 小 学 校	島根 2-9-22	1
35	亀 田 小 学 校	西新井栄町 1-1-1	1
36	栗 原 小 学 校	西新井栄町 2-10-18	1
37	栗 原 北 小 学 校	栗原 4-25-9	1
38	栗 島 小 学 校	青井 6-13-10	1
39	加 平 小 学 校	六町 3-3-11	1
40	東 栗 原 小 学 校	一ツ家 3-20-1	1
41	平 野 小 学 校	平野 3-6-3	1
42	弥 生 小 学 校	中央本町 2-5-1	1
43	弘 道 小 学 校	西綾瀬 4-7-27	1
44	弘道第一小学校	弘道 1-20-8	1
45	青 井 小 学 校	青井 3-12-2	1
46	綾 瀬 小 学 校	綾瀬 3-12-15	1
47	東 綾 瀬 小 学 校	東綾瀬 2-15-15	1
48	東 加 平 小 学 校	加平 1-12-12	1
49	東 湊 江 小 学 校	東和 3-20-11	1
50	中 川 小 学 校	大谷田 3-17-20	1
51	中 川 北 小 学 校	六木 1-6-10	1
52	辰 沼 小 学 校	谷中 5-12-1	1
53	中 川 東 小 学 校	大谷田 2-1-10	1
54	北 三 谷 小 学 校	東和 1-17-12	1
55	大 谷 田 小 学 校	中川 4-41-27	1
56	長 門 小 学 校	中川 1-19-32	1
57	花 畑 小 学 校	南花畑 3-22-1	1
58	花畑第一小学校	花畑 1-29-1	1
59	花畑西小学校	花畑 4-21-1	1
60	桜 花 小 学 校	花畑 6-4-6	1
61	花 保 小 学 校	南花畑 2-19-1	1
62	六 木 小 学 校	六木 3-21-11	1
63	湊 江 小 学 校	西保木間 1-10-3	1

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
64	浏江第一小学校	保木間 3-27-1	1
65	西保木間小学校	西保木間 4-2-1	1
66	保木間小学校	竹の塚 3-6-3	1
67	竹の塚小学校	竹の塚 1-8-1	1
68	伊興小学校	伊興 4-16-1	1
69	東伊興小学校	東伊興 1-4-15	1
70	第一中学校	千住河原町 4-7	1
71	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1	1
72	千寿青葉中学校	千住緑町 1-4-16	1
73	第四中学校	梅島 1-2-33	1
74	第五中学校	西新井本町 2-3-1	1
75	第六中学校	本木西町 16-1	1
76	第七中学校	関原 3-32-14	1
77	第九中学校	梅田 6-32-1	1
78	第十中学校	梅島 3-23-3	1
79	第十一中学校	弘道 1-38-15	1
80	第十二中学校	大谷田 1-37-1	1
81	第十三中学校	神明南 1-16-1	1
82	第十四中学校	西竹の塚 1-8-1	1
83	江南中学校	宮城 1-8-4	1
84	新田学園（新田中学校）	新田 3-34-2	1
85	鹿浜菜の花中学校	江北 7-17-11	2
86	東島根中学校	平野 1-27-2	1
87	浏江中学校	保木間 3-6-6	1
88	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13	1
89	東綾瀬中学校	東綾瀬 1-5-3	1
90	青井中学校	青井 4-19-1	1
91	花畑中学校	花畑 1-31-1	1
92	蒲原中学校	東和 3-17-15	1
93	西新井中学校	西新井 7-22-1	1
94	入谷中学校	入谷 3-6-1	1
95	江北桜中学校	江北 1-17-1	2
96	伊興中学校	伊興 5-17-1	1
97	花畑北中学校	花畑 6-12-35	1
98	谷中中学校	谷中 3-14-1	1
99	花保中学校	南花畑 2-41-1	1

番号	施設名	所在地	手動式
100	栗島中学校	中央本町5-23-1	1
101	扇中学校	扇3-18-14	1
102	加賀中学校	加賀2-25-22	1
103	入谷南中学校	入谷1-24-1	1
104	六月中学校	六月1-30-1	1
105	東京朝鮮第四初中級学校	興野1-18-12	1
106	都立荒川商業高校	小台2-1-31	1
107	東京未来大学	千住曙町34-12	1
108	東京芸術大学	千住1-25-1	1
109	帝京科学大学	千住桜木2-2-1	1
110	東京電機大学東京千住アネックス	千住旭町38-1	1
111	千住桜花苑	千住元町18-19	1
112	桑袋ビオトープ公園	花畑8-2-2	1
113	元宿さくら公園	千住元町18-17	1
114	保木間災害備蓄倉庫（都立花畑学園分）	保木間3-33-1	1
115	興本災害備蓄倉庫（都立江北高校分）	興野1-1-10	1
116	鹿浜災害備蓄倉庫（旧鹿浜小学校分）	鹿浜2-24-3	1
117	第二舎人災害備蓄倉庫（旧入谷南小学校、青井高校分）	舎人6-10-11-104	2
118	旧本木東小学校	本木1-14-15	1
計			119

第 56 給水槽一覧

(各部)
(本編 P. 278)

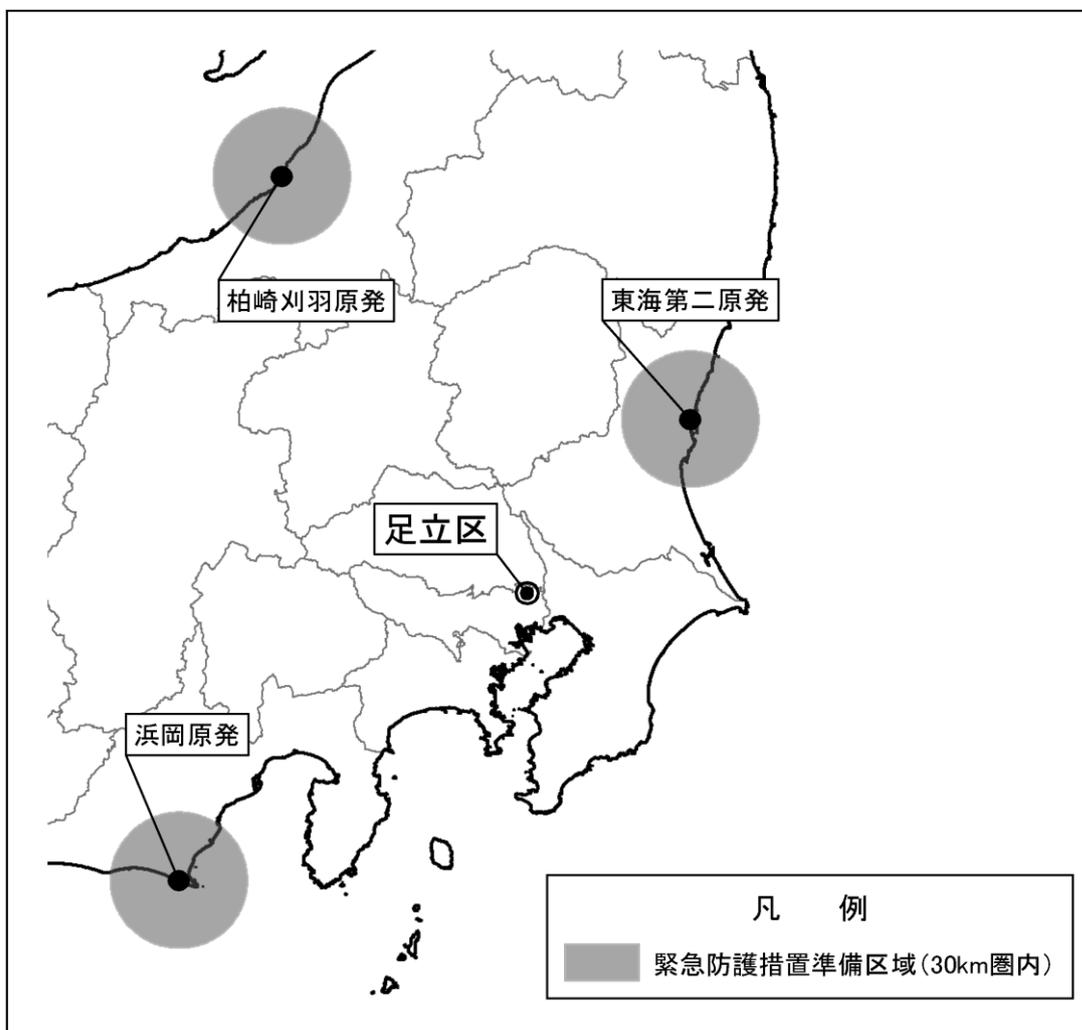
(令和 7 年 7 月現在)

番号	施設名	確保水量	住所	給水拠点管理者
1	総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m ³	東保木間 2-27-1	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)
2	千住スポーツ公園内 応急給水槽	1,500 m ³	千住緑町 2-1-1	千住福祉課
3	諏訪木東公園内 応急給水槽	1,500 m ³	西新井 3-25	伊興区民事務所
4	大谷田南公園内 応急給水槽	1,500 m ³	中川 4-42-1	中川区民事務所
5	小右衛門給水所	16,600 m ³	中央本町 3-8-1	課税課
6	北鹿浜公園内 応急給水槽	1,500 m ³	鹿浜 3-26	鹿浜区民事務所
7	都立舎人公園内 応急給水槽	100 m ³	舎人公園 1-1	西部福祉課
8	北宮城町公園内 応急給水槽	100 m ³	扇 2-27-27	江北区民事務所
9	江北給水所	16.600 m ³	江北 5-5	西部福祉課

第 57 関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域

(各部)

(本編 震災編 P. 49)



第 58 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(各部)

(本編 震災編 P. 492、527、604、風水害編 P. 182)

救助の程度及び方法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
収容施設の 供与	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり360円以内とする。</p> <p>2 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急 仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる</p>	<p>1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
		<p>ものとする。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>1 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
		飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	

救 助 の 程 度 及 び 方 法

救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p>	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生日をもって決定する。	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生日から10日以内とする。

1表

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	世 別					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月から9月まで)	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	58,500円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,500円を加算した額
冬季 (10月から翌年3月まで)	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	89,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに12,300円を加算した額

2表

住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	世 別					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月から9月まで)	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	20,500円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,900円を加算した額
冬季 (10月から翌年3月まで)	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	29,800円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,900円を加算した額

救助の程度及び方法				
救助の種類		救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことのできるものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</p>	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p>	<p>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。</p>	<p>助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出		<p>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。</p>	<p>被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。</p>	<p>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p>	<p>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯</p>	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3ヶ月以内（特定</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
	<p>1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p>	<p>当たり次の額以内とする。</p> <p>1 2 に掲げる世帯以外の世帯 739,000 円</p> <p>2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円</p>	<p>災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)に完了するものとする。</p>
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。</p> <p>1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき 5,500 円 中学校生徒1人につき 5,800 円 高等学校等生徒1人につき 6,300 円</p>	<p>学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。</p>
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つば及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 232,200 円以内、小人 185,700 円以内とする。</p>	<p>埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。</p>

救助の程度及び方法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,700円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2) 医療及び助産</p> <p>(3) 被災者の救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の捜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p>	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第 59 学用品の調達及び支給方法様式

(教育委員会)

(本編 震災編 P. 606、607、風水害編 P. 225)

1 被災状況報告書

による被災状況報告書							
整理 番号	保護者氏名	住 所	学 年	児童生徒氏名	被災状況		
					教 科 書	教 材	文 房 具

上記のとおり による被害状況を報告します。

年 月 日

足立区教育委員会教育長 様

学校長氏名

公 印

2 学用品購入計画書

小学校（低学年）			
品名	数	単価	金額
色エンピツ			
ふでいれ			
学習帳			
えんぴつ			
スケッチブック			
かきかたペン			
絵の具			
計			

小学校（高学年）			
品名	数	単価	金額
色エンピツ			
ふでいれ			
ノート			
えんぴつ			
アンダーラインペン			
シャープペンシル			
絵の具			
計			

中学校			
品名	数	単価	金額
ルーズバインダー			
ルーズリーフ			
えんぴつ			
レポート用便箋			
ノート			
シャープペンシル			
アンダーラインペン			
計			

学用品の支給状況報告書

による学用品の支給状況報告書(中学校)
学校名

整理番号	学年	生徒氏名	保護者氏名	支給 月 日	支給品の内訳											支出額
					教科書 (教材含む)					その他の学用品						
										ル ー ズ バ イ ン ダ ー	ル ー ズ リ ー フ	鉛 筆	レ ポ ー ト 用 び ん せん	ノ ー ト	シ ャ ー プ ペ ン シ ル	

学用品を上記のように支給しましたので報告します。
足立区教育委員会教育長 様

年 月 日
学校長氏名

公 印

第 60 足立区発行罹災証明交付申請書

(地域のちから推進部)

(本編 震災編 P. 519、風水害編 P. 209)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

提出先 足立区長 住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 (_____) _____ 罹災証明交付申請書		年 月 日
1 使用目的 または提出先		2 必要枚数 枚
3 申請人とり災 対象物との関係	居 住 者 ・ 所 有 者 そ の 他 (_____)	
4 罹災年月日 及び時分	年 月 日 時 分ごろ	
5 罹災物件 の所在地	足立区	
6 必要とする 証明書	罹災証明書	
7 被害状況 ※該当するものに○ をつけてください	①建物が倒壊している ②建物が大きく傾いている ③屋根・壁など建物の一部が破損している ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥その他 (_____)	
申請上の 注意事項	1 代理人の場合には、委任状を添えて申請してください。 ただし、代理人が罹災建物の同居親族である場合は、必要 ありません。 2 「3欄・7欄」の記載については、該当するものを○で囲んで ください。 3 被害の程度や記入していただいた個人情報、被災者生活再 建支援業務にのみ利用します。	

_____ 区民事務所扱い

第 61 足立区発行罹災証明書（物件居住者）

（地域のちから推進部）

（本編 震災編 P. 519、風水害編 P. 210）

様式第 2 号（第 7 条関係）

り 災 証 明 書

第 号
年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分					
	世帯構成員					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

り災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別： 浸水区分：

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再生支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

<p>上記のとおり、相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>足立区長</p>

第 62 足立区発行罹災証明書（物件所有者）

（地域のちから推進部）

（本編 震災編 P. 519 風水害編 P. 210）

様式第 3 号（第 7 条関係）

り 災 証 明 書

第 号
年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追 加 記 載 事 項 ①	被災者区分： （共有者情報など）

り災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別： 浸水区分：

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 足立区長

第 63 義援金品受領書様式

(総務部、区民部、地域のちから推進部)
(本編 震災編 P. 593、風水害編 P. 211)

受 領 書

1 義援金品名及び数量

ただし による災害に対する義援金品として上記確かに受領いたしました。

年 月 日

足立区災害対策本部長

足立区長

印

義援金品拋出者

様

第 64 応急仮設住宅設営予定地一覧

(各部)

(本編 震災編 P. 588、風水害編 P. 215)

応急仮設住宅設営予定地一覧

番号	場所名	所在地	建設用地
1	都立東綾瀬公園	東綾瀬 3 丁目ほか	25,700 m ²
2	区立千住スポーツ公園	千住緑町 2-1-1	5,436 m ²
3	区立竹の塚第六公園	竹の塚 2-25-3	3,287 m ²
4	区立栗六公園	六月 3-10-1	3,465 m ²
5	区立しょうぶ沼公園	谷中 2-4-1	6,515 m ²
6	区立元漕江公園	保木間 2-17-1	3,873 m ²
7	区立島糺屋公園	鹿浜 2-22-1	2,701 m ²
8	区立諏訪木西公園	西新井 4-35-1	3,105 m ²
9	区立西新井みどり公園	西新井 5-28-1	3,355 m ²
10	区立谷在家公園	谷在家 2-13-1	1,963 m ²
11	区立上沼田東公園	江北 6-10-1	5,536 m ²
12	区立一ツ家第一公園	一ツ家 4-16-1	1,425 m ²
13	区立関屋公園	千住関屋町 10	522 m ²
14	(旧)(仮称)花畑二丁目住区センター	花畑 2-5-16	1,705 m ²
15	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町 9-1	1,316 m ²
16	都立舎人公園	舎人公園 1-1	30,300 m ²
17	都立中川公園	中川 5-1	17,300 m ²
		計	117,504 m ²

第 65 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画

(総務部、地域のちから推進部)
(本編 震災編 P. 593 風水害編 P. 211)

平成 7 年 10 月 31 日

区 分	内 容	配 分 額 (千円)
第一次配分 (1月29日決定)		
①死亡者・行方不明者見舞金	死亡者・行方不明者に見舞金を支給する	100
②住家損壊見舞金	全壊・焼 住家の損壊 (全壊・全焼) した世帯に見舞金を支給する	100
	全壊・焼 住家の損壊 (半壊・半焼) した世帯に見舞金を支給する	100
第二次配分 (4月21日決定)		
①重傷者見舞金	1か月以上の治療を要する負傷者に見舞金を支給する	50
②要援護家庭激励金	住家が全壊・半壊した要援護家庭における生活基盤の回復と自立助長を促すため、激励金を支給する。	300
ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人	
要介護老人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯	
母子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯	
父子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯	
両親のいない児童	父母の両方がいない児童が同居している世帯	
重度障害者	○1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者 (児) 及びこれらの者が同居している世帯 ○A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者 (児) 及びこれらの者が同居している世帯 ○1級の特別障害者証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯	
生活保護	生活保護法による保護を受けている世帯	
特定疾患患者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯	
公害認定患者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯	
原爆被爆者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯	
③被災児童・生徒教育助成金	被災をうけた児童及び生徒の修学を支援するため、教育助成金を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 高校生の教科書助成 20 ├ 高校生の新入生助成 50 └ 保育所、幼稚園、小学校、中学校の新入生助成 保幼10 小 20 中 50 	
④被災児童特別教育基金	両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないため、特別教育資金を支給する。	1,000
⑤住宅助成	持ち家修繕助成 全壊 (焼) ・半壊 (焼) した持ち家 (住家) の早期復旧を支援するため、住宅を修繕する者に助成する。	300
	賃貸住宅入居助成 住家が全壊 (焼) ・半壊 (焼) した世帯の住宅の確保を容易にするため、民間賃貸住宅の入居する者に家賃及び敷金等を助成する。	300

第 66 応援受援管理帳

(本編 震災編 P. 535、風水害編 P. 191)

応援受援管理帳票の例を示す。

応援受援管理帳票 (案)

1. 「応援側」資源情報 (①～⑭)

① 応援組織・応援個人名 (ふりがな)	
② 所在地 <input type="text"/> - <input type="text"/>	都道 府県
③ 担当者名 (ふりがな)	④ 担当者連絡先 電話 _____ FAX _____ メール _____

ID	⑤ 応援区分	⑥ 応援内容 (具体的名称を記入)	⑦ 内容量	⑧ 派遣・送付先	⑨ 出発予定(上) 到着予定(下)		⑩ 派遣・送付手段	⑪ 終了 予定日
					月 日	月 日		
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日
10	人的 物的				月 日	月 日		月 日
					月 日	月 日		月 日

⑫ 応援内容に基づく協定等(ある場合)
(上記すべてでない場合はIDを明記)

⑬ 有償の応援
(有償の場合はIDおよび金額(単価×数量)を記入)

⑭ 備考
(特別な形態の支援など特記事項)

2. 「受援側」資源情報 (⑮～⑳)

⑮ 受信日時 月 日 時 分 (24時間標記)	⑯ 受信部局・受信者名 (ふりがな) 部局名 名前
⑰ 受信者連絡先 内線 _____ 外線 _____ FAX _____ メール _____	
⑱ 備考	

3. データセット入力者の記入情報 (㉑～㉒)

⑲ 書類番号 (固有ID)	㉑ 入力者名	㉒ 備考
---------------	--------	------

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月)

【応援受援管理台帳票の記入要領例】

応援・受援に必要な情報には、大別して、「応援側」の資源情報、「受援側」の資源情報、データセット入力者（最終的にはエクセル等に入力し、電子データとして管理することが想定されている）の記入情報がある。以下に、応援受援管理台帳票の例を示す。

1. 「応援側」の資源情報(①～⑭)

- ① 応援組織・応援個人名 : 自治体名、会社名、個人の場合には個人名を書き、ふりがなを付けます
- ② 所在地 : 郵便番号、住所を記入します
- ③ 担当者名 : 応援側の担当者名を記入して、ふりがなを付けます
- ④ 担当者連絡先 : 応援側の担当者の連絡先(電話、FAX、メールアドレスなど)を記入します
- ⑤ 応援区分 : 人的応援、物的応援のあてはまる方に○をします
- ⑥ 応援内容 : 具体的な人的資源・物的資源の内容を記入します
- ⑦ 内容量 : 具体的な人的資源の人数、物的資源の個数等を記入します
- ⑧ 派遣・送付先 : 具体的な人的資源の派遣先、物的資源の送付先を記入します
- ⑨ 出発予定・到着予定 : 具体的な人的資源・物的資源の出発(送付)・到着予定を記入します
- ⑩ 派遣・送付手段 : 具体的な人的資源の派遣手段、物的資源の送付手段を記入します
- ⑪ 終了予定日 : 人的資源や貸借物資の終了予定日を記入します
- ⑫ 応援内容に基づく協定等 : 協定があれば記入します
- ⑬ 有償の応援 : 有償のものがあれば ID および金額等を記入します
- ⑭ 備考 : 備考があれば記入します

2. 「受援側」の資源情報(⑮～⑱)

- ⑮ 受信日時 : 資源情報の受信日時(不明な場合は本票の記入時刻)を記入します
- ⑯ 受信部局・受信者名 : 情報を受信した受援側の部局・受信者を記入して、ふりがなを付けます
- ⑰ 受信者連絡先 : 受信者の連絡先(電話、FAX、メールアドレスなど)を記入します
- ⑱ 備考 : 備考があれば記入します

3. データセット入力者の記入情報(⑲～㉑)

- ⑲ 書類番号(固有 ID) : 本票の固有の書類番号を打ちます、連番でも組織の慣例でも結構です
- ⑳ 入力者名 : データセットへの入力者名を記入します
- ㉑ 備考 : 本票自体もしくは入力時における備考があれば記入します

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

第 67 受援関連様式例

(1) 受援シート

受援対シートの例を示す。なお、今後訓練等を通じて内容の修正、区各部への周知及び習熟を進めていく必要がある。

(業務名)	(担当部署)
・ 応援者の行う具体的業務	
・ 応援者に求める具体的な職種・必要資格	
・ 応援者に求める活動時期	<input type="checkbox"/> 初動期 <input type="checkbox"/> 応急期 <input type="checkbox"/> 復旧期 <input type="checkbox"/> 該当なし
	【 月 日～ 月 日】
・ 受援担当者	(正) _____ (副) _____
・ 担当者(正)緊急連絡先	電話番号【 _____ 】
	メール【 _____ 】
・ 担当者(副)緊急連絡先	電話番号【 _____ 】
	メール【 _____ 】
・ 協力関係	
民間の受入	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可・・・ <input type="checkbox"/> 一般ボランティア
	<input type="checkbox"/> 専門職ボランティア
	<input type="checkbox"/> 企業
	<input type="checkbox"/> NPO・NGO
	<input type="checkbox"/> その他(地域住民)
	<input type="checkbox"/> 不可
協定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無し(検討中) <input type="checkbox"/> 無し(不要)
・ 協定の締結先	

(2) 受援対象業務シート

受援対象業務ごとに業務の内容や応援要請に必要な事項、指揮命令者・受援担当者、応援職員等の活動拠点など受援に必要な体制を整理するためシートの様式例を示す。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者側		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者			受援担当者
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング			
朝礼	その他の体制		
事務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現場			

第 68 応援職員等名簿 様式例

令和〇年〇〇月〇〇日作成

応援職員等名簿

各 課	各部の 受援担当	受援本部 (受援班)
所属名：〇〇部〇〇〇〇課 担当者名：〇〇 〇〇 電 話：200-2000 F A X：200-2001		<input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 処理終了 (平成 年 月 日)

業 務 名	
--------------	--

No	団体名	氏 名	活動場所	宿泊場所	期 間
1	〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
2	〇〇〇〇	△△ 〇〇	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
3	〇〇〇〇	〇〇 □□	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
4	〇〇〇〇	□□ □□	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
5					自： 至：
6					自： 至：
7					自： 至：
8					自： 至：

第 69 避難所運営に関する応援可能な範囲の例

大項目	中項目	当 担 項目	各避難所の運営本部										
			施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）	
運営体制確立	平時から実施すべき業務	1	避難所運営体制の確立	★	◎	○	○	○		◆	◆	◆	◆
		2	避難所の指定				○			◆	◆	◆	◆
		3	初動の具体的な事前想定		★					◆		◆	◆
		4	受援体制の確立		★		○	○	★	◆		★	★
		5	帰宅困難者・在宅避難者の対策				○						
避難所の運営	基幹業務	6	避難所の運営サイクルの確立	★	★	○			★	★		◆	◆
		7	情報の取得・管理・共有	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆
		8	食料・物資管理	○	◎	○	○		★	◆		◆	◆
		9	トイレの確保・管理	◎	◎				★	◆		◆	◆
	健康管理	10	衛生的な環境の維持	◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆
		11	避難者の健康管理	○		○	○		◆		◆	◆	◆
		12	寝床の改善									★	
	よりよい環境	13	衣類										
		14	入浴				○					◆	
	ニーズへの対応	要配慮	15	配慮が必要な方への対応	○			○		★	◆	◆	◆
16			女性・子供への配慮	○			○		★	◆	◆	◆	◆
安心安全		17	防犯対策	○	★		○	○	★	◆		◆	◆
		18	ペットへの対応	○					★			◆	◆
避難所の解消	19	避難所の解消に向けて	★	◎	○	○		★	◆			◆	

応援例の役割の範囲 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

第 70 住家被害認定調査に関する業務の全体像と応援可能な範囲の例

中項目	担当 項目		住家被害認定調査本部		
			被災市町村職員	他自治体からの応援職員 (マネジメント支援・幹部)	他自治体からの応援職員 (研修受講済の一般職員)
住家被害認定調査業務の実施	1	住家被害認定調査の意味と位置付けの理解(事前研修含む)	○	○	
	2	住家被害認定調査の判定方法の概略の認識(事前研修含む)	○	○	
	3	住家被害認定調査の初動体制の確立	○		
	4	住家被害認定調査の調査計画の策定	○		
	5	住家被害認定調査に係る広報の実施	○		
	6	住家被害認定調査の実施	○	○	○
	7	住家被害認定調査業務の管理・運営	○	○	○

応援側の役割の範囲

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

第 71 用語解説

名称		説明	参照先
東京DMAT（DMAT：ディーマット）※1		DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。 東京DMATは、大規模災害時に東京消防庁と連携し、災害現場で救命処置等を行うため、都の研修・訓練を受けた医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
災害拠点病院※2		主に重症者の収容・治療を行う病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
災害拠点連携病院※3		主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 （救急告示を受けた病院（災害拠点病院を除く）等のうち都が指定する病院）	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
災害医療支援病院※4		主に専門医療、慢性疾患への対応、軽症者の治療等の医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院）	震災編 第3部第7章
災害医療 コーディネーター	都災害医療コーディネーター※5	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
	東京都地域災害医療コーディネーター※6	各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
	区災害医療コーディネーター※7	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師	震災編 第3部第7章 風水害編 第4部第4章
東京都災害薬事コーディネーター※8		災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。	震災編 第3部第7章
災害薬事コーディネーター※9		災害時に、災害薬事センターのセンター長として、区が、地区薬剤師会から選任する。薬事の観点から区市	震災編 第3部第7章

名称		説明	参照先
		町村災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する。	
東京都災害時小児周産期リエゾン※10		都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師	震災編 第3部第7章
医療対策拠点等	医療対策拠点※11	都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点	震災編 第3部第7章
	地域災害医療連携会議※12	地域災害医療コーディネーターが、病院、医師会、区市町村などの関係機関を招集して、情報共有や具体的な方策の検討を行う会議	震災編 第3部第7章
医療救護所等	その他医療救護所※14	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	震災編 第3部第7章
	緊急医療救護所※13	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	震災編 第3部第7章
	医療救護活動拠点（医療本部）※15	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する拠点	震災編 第3部第7章
	災害薬事センター（旧称：災害薬ストックセンター）※16	区が、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点として、地区薬剤師会と連携して設置する場所 原則として、医療救護活動拠点と同一建物内（又は近接する場所）に設置	震災編 第3部第7章
航空搬送拠点臨時医療施設（SUC：エスシーユー）※17		Staging Care Unit の略主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置されるもの	震災編 第3部第7章
広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）※18	Emergency Medical Information System の略	災害時の救助救援活動において、全体的な状況を把握し、どこにどのような支援を行うのかを調整する目的で設置されたシステム。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。（参考 URL http://www.wds.emis.go.jp/ ）	震災編 第3部第7章
東京DPAT（DPAT：ディーパット）※19	東京 Disaster Psychiatric Assistanc	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精	震災編 第3部第7章

名称		説明	参照先
	e Team の略	神医療チーム	
DHEAT (DHEAT: ディーヒー ート) ※20	Disaster Health Emergency Assistance Team の 略	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム。	震災編 第3部第7章
BC Portal ※21		危機管理対応を意識した情報共有・コミュニケーションツール。BCPを実行するうえで必要な「情報収集」、「コミュニケーション」「情報共有」「危機広報」を支援。(参考 URL https://www.infocom-sb.jp/bcportal/)	震災編 第3部第7章
災害時帰宅支援ステーション ※22		帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である(店舗の被害状況により、実施できない場合もある。)	震災編 第3部第8章
災害派遣福祉チーム (DWA T: ディー ワット) ※23	Disaster Welfare Assistance Team の略	大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム	震災編 第3部第9章

第 72 条例、規則関係

1 足立区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 10 日

条 例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足立区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足立区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつてあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。
 - (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (2) 区議会議員
 - (3) 都知事及び区長の部内の職員
 - (4) 警視庁及び消防庁の職員
 - (5) 陸上自衛隊第 1 師団の隊員
 - (6) 区の教育委員会の教育長及び職員
 - (7) 区の議会事務局の職員
 - (8) 消防団長
 - (9) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) 区内に居住する者（前各号に掲げる者を除く。）
- 6 前項の委員の総数は 70 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は 2 年とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第 5 項第 9 号に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成12年3月31日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月16日条例第8号)

この条例は、交付の日から施行する。

付 則(平成20年6月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年12月25日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 足立区災害対策本部条例

昭和38年7月10日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、足立区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 足立区災害対策本部条例施行規則

昭和52年8月1日規則第30号

足立区災害対策本部条例施行規則を公布する。

足立区災害対策本部条例施行規則

東京都足立区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都足立区規則第3号）の全部を次のように改正する。

（本部長室の所掌事務）

第1条 本部長室は、次の事項について足立区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- （1） 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- （2） 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- （3） 避難の指示に関すること。
- （4） 災害救助に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- （2） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- （3） 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- （4） 災害対策本部副本部員（以下「副本部員」という。）

（本部長）

第3条 本部長は、区長があたる。

（副本部長）

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 足立区災害対策本部条例（昭和38年足立区条例第11号）第3条第2項の規定による職務の代理は、次の順序により行う。

- （1） 副区長である副本部長
- （2） 教育長である副本部長

（本部員）

第5条 本部員は、部長の職にある者、建築室長、会計管理室長及び区議会事務局長をもって充て

る。

(副本部員)

第6条 副本部員は、次の各号に掲げる職にある者及び本部長又は本部員が必要と認める者をもって充てる。

- (1) 政策経営部政策経営課長
- (2) 政策経営部財政課長
- (3) 政策経営部報道広報課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部秘書課長
- (6) 総務部人事課長
- (7) 危機管理部危機管理課長
- (8) 危機管理部災害対策課長
- (9) 危機管理部防災戦略課長
- (10) 資産活用部資産管理課長
- (11) 施設営繕部中部地区建設課長
- (12) 施設営繕部庁舎管理課長
- (13) 区民部課税課長
- (14) 地域のちから推進部地域調整課長
- (15) 産業経済部産業政策課長
- (16) 福祉部福祉管理課長
- (17) 衛生部衛生管理課長
- (18) 環境部環境政策課長
- (19) 都市建設部都市建設課長
- (20) 都市建設部建築室長付建築審査課長
- (21) 教育指導部教育政策課長
- (22) 学校運営部学校支援課長
- (23) 子ども家庭部子ども政策課長

(部の分掌事務等)

第7条 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

政策経営部

- 1 災害復旧・復興計画に関すること。
- 2 災害対策の予算に関すること。
- 3 災害の広報に関すること。
- 4 被災者の救護相談の統括に関すること。
- 5 報道機関との連絡に関すること。
- 6 電子計算機器の復旧に関すること。

総務部及び資産活用部

- 1 職員の非常時配備体制に関すること。
- 2 救護食糧及び救援物資の調達及び配分計画に関すること。
- 3 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること。
- 4 職員の動員数の把握に関すること。
- 5 職員の給食に関すること。
- 6 一般ボランティアの受入・支援に関すること。
- 7 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。
- 8 災害視察団の応接に関すること。

危機管理部

- 1 災害対策本部の運営に関すること。
- 2 災害情報の収集、伝達及び統轄に関すること。
- 3 防災会議の開催に関すること。
- 4 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること。

施設営繕部

- 1 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧に関すること。
- 2 区施設の災害応急復旧に関すること。
- 3 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

区民部

- 1 救護物資及び義援品の受領に関すること。
- 2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること。
- 3 死体埋火葬許可書の発行に関すること。

地域のちから推進部

- 1 区内の被害状況の情報収集及び調査に関する事。
- 2 避難行動要支援者の対応に関する事。
- 3 地域のちから推進部施設利用者の救護応急対策に関する事。
- 4 遺体の収容及び埋葬に関する事。
- 5 文化財の保護に関する事。
- 6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関する事。
- 7 り災証明のための調査及びり災証明の発行に関する事。
- 8 各種民間団体との連絡調整に関する事。
- 9 がれき処理の申請受付に関する事。
- 10 応急給水に関する事。

産業経済部

- 1 区内企業（団体）との連絡調整に関する事。
- 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関する事。
- 3 食品団体との連絡調整に関する事。

福祉部

- 1 社会福祉団体との連絡調整に関する事。
- 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関する事。
- 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。
- 4 生活保護者等の実態調査に関する事。
- 5 避難行動要支援者の対応に関する事。
- 6 福祉部施設利用者の救護応急対策に関する事。
- 7 応急給水に関する事。

衛生部

- 1 医療部の管理、運営及び統括に関する事。
- 2 医療機関との連絡調整に関する事。
- 3 医薬品の調達に関する事。
- 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関する事。
- 5 医療救護所等の設置及び管理に関する事。
- 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関する事。
- 7 乳幼児救護及び助産に関する事。

- 8 感染症予防に関すること。
- 9 衛生検査に関すること。
- 10 医療相談所の設置及び管理に関すること。

環境部

- 1 ごみ処理に関すること。
- 2 し尿処理に関すること。
- 3 がれき処理に関すること。

都市建設部

- 1 水防本部に関すること。
- 2 水防情報の総括と指令の伝達に関すること。
- 3 水防機関との連絡に関すること。
- 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関すること。
- 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。
- 6 水防時における区内の状況調査に関すること。
- 7 震災時における土木施設の被害情報の収集に関すること。
- 8 道路啓開に関すること。
- 9 救出部の管理、運営及び統括に関すること。
- 10 被災家屋からの救出及び遺体の捜索、搬送に関すること。
- 11 応急給水に関すること。
- 12 建築物応急危険度判定に関すること。
- 13 被災住宅の応急処理及び一時住宅のあっ旋に関すること。
- 14 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 15 応急仮設住宅の入居に関すること。
- 16 災害復旧・復興計画に関すること。

出納部

- 1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関すること。

教育指導部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること。
- 2 区立学校の救護応急対策に関すること。
- 3 応急教育に関すること。

- 4 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

学校運営部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立学校の救護応急対策に関する事。
- 3 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 4 被災児童生徒の学用品の給与に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

子ども家庭部

- 1 区立認定こども園及び区立保育園の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立認定こども園及び区立保育園の救護応急対策に関する事。
- 3 保育相談に関する事。

議会部

- 1 区議会との連絡調整に関する事。
- 2 部に副部長を置くことができる。
- 3 部に隊を置き隊に隊長を置く。この場合においては、隊に副隊長を置くことができる。
- 4 部及び隊の編成並びに隊の隊長及び副隊長は、次条第1項に規定する計画で定めるものとする。
- 5 部に属する隊の分担業務は、部長が定める。
- 6 部及び隊に属すべき本部の職員は、部、隊に対応する通常の行政組織に所属する職員とする。

(部計画の作成)

第8条 部長は、部の分掌事務について、予め業務計画及び動員計画を作成し、災害時における活動態勢を確立しておかなければならない。

- 2 部長は、前項により作成した計画の内容及び前条第5項により決定した隊の分担業務を、総務部長に通知するものとする。計画又は分担業務を変更した場合も同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成13年 4 月 1 日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年 4 月 1 日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年 3 月31日規則第49号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成16年 4 月 1 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年 4 月 1 日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 4 月 1 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成19年 7 月13日から施行する。

付 則（平成20年 4 月 1 日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年 4 月 1 日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成22年 3 月31日規則第15号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 3 月30日規則第40号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成25年 6 月 3 日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成28年 3 月31日規則第69号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 5 月19日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月13日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年8月31日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和7年3月28日規則第18号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

4 足立区災害対策条例

目次

第1章 総則

第1節 目的等(第1条・第2条)

第2節 区長の責務(第3条—第8条)

第3節 区民の責務(第9条)

第4節 事業者の責務(第10条)

第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等(第11条)

第2節 災害に強いまちづくりの推進(第12条)

第3節 建築物等の安全の確保(第13条—第17条)

第4節 火災の防止等(第18条—第21条)

第5節 防災広報及び防災教育(第22条・第23条)

第6節 防災組織(第24条—第26条)

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり(第27条)

第8節 ボランティアへの支援(第28条)

第9節 要援護者に対する施策(第29条)

第10節 防災訓練(第30条・第31条)

第11節 区民等の意見(第32条)

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備(第33条—第35条)

第2節 避難(第36条—第39条)

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第40条)

第4節 帰宅困難者対策(第41条・第42条)

第4章 復興対策(第43条)

第5章 委任(第44条)

付則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この条例は、地震、水害等による自然災害に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「災害対策」という。)に関し、区民、事業者及び足立区(以下「区」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命は自らが守るという自助の考え方及び地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助の考え方を持つ区民並びに公助の役割を果たす区は、それぞれの責務と役割を明確にし連携を図りながら、災害対策の充実及び強化に努めていくことを基本理念とする。

第2節 区長の責務

(基本的責務)

第3条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)の計画(以下「災害対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 災害対策事業計画の策定に当たっては、区民、事業者及びボランティア(以下「区民等」という。)並びに第24条及び第25条に規定する防災組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(区民及び事業者に対する指導等)

第4条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に対し、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第5条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなければならない。

(区民等への助成)

第6条 区長は、区民等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(東京都及び区市町村との連絡調整)

第7条 区長は、災害対策事業の円滑な実施を図り、首都北東部の機能を維持するため、東京都(以下「都」という。)及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、都及び関係する区市町村が実施する災害対策事業に対し支援及び協力を行なわなければならない。

(協力要請)

第8条 区長は、災害対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体及び公共的団体等(以下「地方公共団体等」という。)の協力が必要と認めるときは、当該地方公共団体等に対して協力を要請しなければならない。

2 他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

第3節 区民の責務

第9条 区民は、災害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
- (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
- (7) 飲料水及び食糧の確保
- (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 区民は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自

発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

第10条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等

第11条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、都、国及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。

3 区長は、前項に規定するもののほか、災害対策事業計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第12条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、都及び国と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

2 区長は、都及び国と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 建築物等の安全の確保

(一般建築物の耐震性等の確保)

第13条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第14条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第15条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

- (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎及びその他の区の施設
- (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる学校及びその他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第16条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付属する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第17条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第18条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、都と連携を図

り、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第19条 区民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、災害時の出火に備えて消火器等を配備し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第20条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第21条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第22条 区長は、都と連携を図り、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育等)

第23条 区長は、都と連携を図り、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災組織、地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

第6節 防災組織

(防災区民組織)

第24条 区長は、地域の自主的な防災区民組織を育成するため、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第25条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第26条 区長は、第24条に規定する防災区民組織及び前条に規定する施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー（災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第27条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク（区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第28条 区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、都と連携を図り、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 区長は、都と連携を図り、専門ボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第29条 区長は、高齢者、障害者、外国人等災害時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第30条 区長は、都及び防災関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害

を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第31条 第24条及び第25条に規定する防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第11節 区民等の意見

第32条 区民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

2 区長は、前項の規定により区民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第33条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第34条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第35条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第2節 避難

(避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第36条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第37条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第38条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第39条 区民は、災害時に避難する時は、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第40条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、都及び国との調整に努めなければならない。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第41条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買い物その他の理由により来店し、若しくは来所する者で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時における帰宅に係る安全を確保するために、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第42条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第4章 復興対策

第43条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、都、国及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

第5章 委任

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

5 足立区災害対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区災害対策条例（平成13年足立区条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策事業計画)

第2条 条例第3条第2項に規定する災害対策事業計画とは、足立区基本計画における災害対策に関する各計画をいう。

(地域防災総合計画)

第3条 条例第12条第1項に規定する地域防災総合計画とは、防災まちづくり計画、地域防災計画及び防災コミュニティ計画を統合した計画をいう。

(重要建築物の種類)

第4条 条例第15条第1号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。
ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 区民事務所
- (2) 福祉事務所
- (3) 保健総合センター
- (4) 清掃事務所
- (5) 工事事務所
- (6) 備蓄倉庫
- (7) その他区長が指定する施設

2 条例第15条第2号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。
ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 地域防災計画で定める第2次避難所
- (2) 住区センター
- (3) 児童館
- (4) 老人館
- (5) 保育園
- (6) その他区長が指定する施設

(落下物の安全基準)

第5条 条例第17条に規定する防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めるところによる。

(防災訓練の範囲)

第6条 条例第30条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 足立区（以下「区」という。）又は区内の消防機関の主催する防災訓練
- (2) 区内の自主防災組織が自主的に行う防災訓練で、区又は区内の消防機関に訓練計画書の届出があったもの
- (3) 前2号に準ずる方法により実施する防災訓練で、区内の町会、自治会等が参加するもの

(災害補償の実施)

第7条 区長は、条例第30条第2項の規定に基づき前条各号の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に起因する事故（以下単に「事故」という。）により死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合（疾病を除く。）は、災害補償を受けるべき者又は遺族（以下「被害者」という。）に対し、災害補償を支給する。

(災害補償の種類)

第8条 前条の規定により区長が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院療養補償
- (2) 通院療養補償
- (3) 休業補償
- (4) 後遺障害一時金
- (5) 死亡一時金

(災害補償の金額)

第9条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償の要件及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて支給する場合には、31万5,000円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第10条 後遺障害一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して1年6箇月以内において、別表第2に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に応じた等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の2つ以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対する等級による。

2 事故発生の日から起算して1年6箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第2に定める後遺障害があるため区長が補償を行う必要があると認めたと

きは、1年6箇月を経過する日の前日に当該障害が固定したものとみなし、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「1年6箇月」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、当該規定の例により算出した金額から加重前の障害に対応する当該規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第11条 死亡一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故を原因として事故発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その遺族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第8条の規定において「遺族補償年金」を「死亡一時金」と、「非常勤消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は700万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第12条 第6条各号に規定する防災訓練に参加するため、防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった者については、第9条から第11条までの規定を準用する。ただし、支給する金額は、当該規定により算出した金額の2分の1を限度として区長が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

第13条 正当な理由がなくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。

- 2 事故等（事故及び第12条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等の発生後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
- 3 区長は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第14条 第6条各号に規定する防災訓練において事故等が発生した場合には、当該

訓練の主催者若しくは被害者は、事故等の発生日から7日以内に区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、災害補償の対象になると決定したときは、被害者に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第15条 災害補償を受けようとする者は、前条第2項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の補償区分に応じて当該各号の定めるところにより、区長に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- (1) 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。
 - (2) 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
 - (3) 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は事故等の発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。
- 2 区長は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に通知しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第16条 条例第40条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) その他区長が必要と認める事項

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 災害補償の金額（第9条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
1 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	3,500円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が90日を超えるときは90日とする。
2 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に1週間以上通院したとき。	2,500円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して90日以内の通院に限る。
3 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	3,000円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後5時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が、90日を超えるときは90日とする。

備考 災害補償の要件で「1週間以上通院したとき」とは、実際の通院日数ではなく、治癒するまでの期間をいう。

別表第2 災害補償後遺障害等級表（第10条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第1級	700万円	1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 咀嚼しやく及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 7 両上肢しを腕関節以上で失ったもの 8 両上肢しの用を全廃したもの 9 両下肢しを足関節以上で失ったもの 10 両下肢しの用を全廃したもの
第2級	550万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 咀嚼しやく又は言語の機能を廃したもの 4 咀嚼しやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢しのひじ関節以上で失ったもの 9 1下肢しのひざ関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの

		12 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	400万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 両眼の視力が0.1以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 咀嚼しやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 脊せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 9 1上肢しを腕関節以上で失ったもの 10 1上肢しの用を全廃したもの 11 1上肢しの3大関節中の2関節の用を廃したもの 12 1下肢しを足関節以上で失ったもの 13 1下肢しの用を全廃したもの 14 1下肢しの3大関節中の2関節の用を廃したもの 15 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの 16 両足の足指の全部を失ったもの
第4級	300万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7 脊せき柱に運動障害を残すもの 8 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指を失ったもの 10 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 11 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 12 両足の足指の全部の用を廃したもの 13 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 14 1上肢しに仮関節を残すもの 15 1上肢しに仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 16 1上肢しの3大関節中の1関節の用を廃したもの 17 1下肢しを5センチメートル以上短縮したもの 18 1下肢しに仮関節を残すもの 19 1下肢しに仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 20 1下肢しの3大関節中の1関節の用を廃したもの 21 1足の足指の全部を失ったもの 22 女子の外貌ぼうに著しい醜状を残すもの 23 両側の辜こう丸を失ったもの 24 脾ひ臓又は1側の腎じん臓を失ったもの

第5級	200万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 両眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 1眼の視力が0.1以下になったもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼しやく又は言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 8 1耳の聴力を全く失ったもの 9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 11 14歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの 12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 14 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの 15 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの 16 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの 17 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの 18 1下肢しを3センチメートル以上短縮したもの 19 1下肢しの3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 20 1上肢しの3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 21 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 22 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 23 1足の足指の全部の用を廃したもの 24 生殖器に著しい障害を残すもの
第6級	130万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 6 7歯以上に対し歯科補綴をつを加えたもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 9 耳の耳殻かくの大部分を欠損したもの 10 胸腹部臓器に障害を残すもの 11 脊せき柱に奇形を残すもの 12 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 13 長管骨に奇形を残すもの 14 1上肢しの3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 15 1手の中指又は薬指を失ったもの 16 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの 17 1手の中指又は薬指の用を廃したもの

		<p>18 1 下肢しの3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>20 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>22 局部に頑がん固な神経症状を残すもの</p> <p>23 男子の外貌ぼうに著しい醜状を残すもの</p> <p>24 女子の外貌ぼうに醜状を残すもの</p>
第7級	70万円	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 3歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 上肢しの露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>8 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>14 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15 1下肢しを1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16 下肢しの露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>17 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21 男子の外貌ぼうに醜状を残すもの</p>

6 足立区緊急災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等の勤務時間外に足立区（以下「区」という。）に地震が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき、足立区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間、緊急に対応するため、区内又は区の近隣に住所を有し、短時間に参集することができる区職員（以下「参集職員」という。）をもって組織する足立区緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊対本部の設置)

第2条 緊対本部は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強以上を観測した場合又は区が設置した震度計が5強以上を記録した場合に設置されるものとする。

(緊対本部の組織)

第3条 足立区緊急災害対策本部長（以下「緊対本部長」という。）は、副区長のうち危機管理部を担任する副区長を第一順位とし、当該副区長以外の副区長を第二順位として充てる。

2 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、次の順序により割り当てられた者が緊対本部長の職務を代理する。

- (1) 教育長（区外に住所を有する場合は除く。）
- (2) 危機管理部長
- (3) 危機管理部長経験者、危機管理室長経験者又は総合防災対策室長経験者
- (4) 災害対策課長経験者の部長級職員
- (5) 危機管理課長経験者の部長級職員
- (6) 区内に住所を有する部長級職員で、組織順の上位にあるもの

3 緊対本部員は、毎年度、名簿をもって通知することにより指定するものとし、翌年度の名簿が通知されるまでの間は、4月1日以降も前年度に通知した体制によるものとする。

4 次条に定める参集場所ごとに統括者1名及び統括者を補佐する副統括者を数名置く。

(参集場所)

第4条 参集場所は、次に掲げる者を除き、参集する職員の自宅近隣の区民事務所（ただし、千住区民事務所については千住庁舎（足立区千住仲町19番3号））とし、参集する区民事務所は、危機管理部長が指定する。

- (1) 緊対本部長、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員にあっては、防災センター（本庁舎南館7階）
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員にあっては、所属の区民事務所（管轄区域）

第5条 各参集場所の管轄区域は、おおむね別表のとおりとする。

(所掌事務)

第6条 各区民事務所（千住庁舎を含む。）に参集する職員は、次に掲げる事務に従事し、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員は、緊対本部長の指示を受け活動する。

- (1) 第4条に規定する参集場所への参集
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 被害状況の調査確認
- (4) 区防災無線の開局
- (5) 災害対策本部の設置準備
- (6) 緊急救助活動
- (7) 区が設置した学童保育室の安全確保
- (8) その他、緊対本部長が必要と認めて指示する事項

2 統括者及び副統括者のほか、参集場所の最も近くに居住する参集職員は、参集場所の鍵を所持し、第2条の規定により緊対本部が設置されるときには、遅滞なく参集する施設の開錠を行うものとする。

(緊対本部の解除等)

第7条 緊対本部は、次の場合に解除されるものとする。

- (1) 災害対策本部が設置され、緊対本部に属していた職員が災害対策本部の指揮下に入ることとなり、災害対策本部長の解除の指示があった場合
- (2) 災害等の状況により設置の必要がなくなり、緊対本部長の解除の指示があった場合

(指定除外)

第8条 次に掲げる者は、緊対本部から除くものとする。

- (1) 第3条第2項の規定により緊対本部長の職務代理者に割り当てられた者を除く副参事以上の職にある職員
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員
- (3) 病弱者、身体障害者、育児休業中、育児・介護中の者等で応急活動に従事することが困難な職員
- (4) 学校勤務職員
- (5) 報道広報課職員
- (6) 秘書課職員
- (7) 区議会事務局職員
- (8) 緊急車両稼働確保を担当する総務部総務課車両計画担当職員
- (9) 災害対策本部設置準備を担当する各部庶務担当課庶務係職員
- (10) 応急危険度判定員として第一次判定に従事する職員
- (11) 庁舎施設のシステム運用のため、本庁舎その他施設に参集する職員
- (12) 庁舎施設の機能保持のため、本庁舎に参集する職員
- (13) 医療機関との連絡調整のため、本庁舎に参集する衛生部職員
- (14) 危機管理体制のため、足立清掃事務所の作業及び機械運転に係る職員
- (15) 危機管理体制のため、区の各施設に参集する職員

(16) 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）に基づき派遣されている職員

(参集態勢)

第9条 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5弱を観測した場合又は区が設置した震度計が5弱を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 危機管理部の部長級及び課長級職員 防災センター（本庁舎南館7階）に参集すること。

(2) 情報収集・発信態勢職員（部長が指定する者その他災害対策本部長が必要とする者をいう。） 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

2 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強を観測した場合又は区が設置した震度計が5強を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 災害対策本部長、副本部長、本部員及び副本部員（緊对本部長を除く。） 災害対策本部室（本庁舎中央館8階）に参集すること。

(2) 第一次非常配備態勢職員 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

3 全職員は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が6弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合は、非常配備態勢の指令を待たず、あらゆる手段を利用して職場に参集することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない平常時における訓練等については、必要に応じ区長の指示により実施するものとする。

2 毎年度4月1日現在の参集場所職員名簿を災害対策課において作成し、該当職員、所属長及び区民事務所長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

付 則
この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成9年4月21日から施行する。

付 則
この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

付 則
この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則
この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則
この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（21足総災発第141号 平成21年4月28日 危機管理室長決定）
この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（22足総災発第71号 平成22年4月19日 危機管理室長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（23足総災発第62号 平成23年6月29日 危機管理室長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（24足総災発第699号 平成24年8月9日 危機管理室長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（26足総災発第146号 平成26年4月16日 危機管理室長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（29足危発第444号 平成29年7月14日 危機管理部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第133号 令和2年4月10日 危機管理部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第2690号 令和3年3月3日 危機管理部長決定）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（6足危災発第3034号 令和7年3月21日 危機管理部長決定）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

参集場所	管轄地域
千住庁舎	千住東1・2丁目、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町 千住寿町、千住桜木1・2丁目、千住関屋町、千住龍田町 千住橋戸町、千住緑町1～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町 千住1～5丁目、千住中居町、千住仲町、日ノ出町、柳原1・2丁目
江北区民事務所	扇2丁目、江北1～5丁目、鹿浜1丁目、椿1丁目 堀之内1・2丁目
江南区民事務所	小台1・2丁目、宮城1・2丁目
新田区民事務所	新田1～3丁目
興本区民事務所	扇1・3丁目、興野1・2丁目、本木1・2丁目、本木東町 本木西町、本木南町、本木北町、西新井本町3～5丁目
梅田区民事務所	梅田1～8丁目、梅島1・3丁目、関原1～3丁目 西新井栄町1丁目
中央本町区民事務所	青井1～6丁目、足立1～4丁目、梅島2丁目、弘道1・2丁目 中央本町1～5丁目、西綾瀬1～4丁目、平野1・2丁目
東綾瀬区民事務所	綾瀬1～7丁目、加平1丁目、東綾瀬1～3丁目、谷中1・2丁目 東和1・3・5丁目
中川区民事務所	東和2・4丁目、中川1～5丁目
佐野区民事務所	大谷田1～5丁目、加平2・3丁目、北加平町、佐野1・2丁目 神明南1・2丁目、神明1～3丁目、辰沼1・2丁目 六木1～4丁目、谷中3～5丁目
保塚区民事務所	西加平1・2丁目、一ツ家1～4丁目、東保木間1・2丁目 平野3丁目、東六月町、保木間1・2丁目、保塚町 南花畑1～3丁目、六町1～4丁目
花畑区民事務所	花畑1～8丁目、保木間3～5丁目、南花畑4・5丁目
竹の塚区民事務所	栗原1・2丁目、島根1～4丁目、竹の塚1～7丁目 西保木間1～4丁目、六月1～3丁目
西新井区民事務所	栗原3・4丁目、西新井1～7丁目、西新井本町1・2丁目、 西新井栄町2・3丁目
伊興区民事務所	伊興1～5丁目、伊興本町1・2丁目、西伊興1～4丁目、西伊興町、 西竹の塚1・2丁目、東伊興1～4丁目
鹿浜区民事務所	加賀1・2丁目、江北6・7丁目、椿2丁目 皿沼1～3丁目、鹿浜2～8丁目、谷在家1～3丁目
舎人区民事務所	入谷1～9丁目、入谷町、古千谷1・2丁目、古千谷本町1～4丁目 舎人1～6丁目、舎人町、舎人公園

備考 上記区域は、この要綱に基づく参集場所における管轄区域であり、区民事務所の管轄区域とは一部異なる。

第73 足立区防災会議委員名簿

令和7年5月現在

機関名	役職名
	足立区長
区民委員	足立区町会・自治会連合会会長
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会長
足立区議会	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
指定地方行政機関	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
指定行政機関	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第5中隊長
東京都	東京都第六建設事務所長
	東京都水道局足立営業所長
	東京都下水道局東部第二下水道事務所長
	東京都交通局日暮里・舎人営業所長
警視庁	警視庁第六方面本部長
	警視庁千住警察署長
	警視庁西新井警察署長
	警視庁竹の塚警察署長
	警視庁綾瀬警察署長
東京消防庁	東京消防庁第六消防方面本部長
	東京消防庁千住消防署長
	東京消防庁足立消防署長
	東京消防庁西新井消防署長
消防団	千住消防団長
	足立消防団長
	西新井消防団長
	日本郵便(株)足立郵便局長
	日本郵便(株)足立北郵便局長
	日本郵便(株)足立西郵便局長
	東日本電信電話(株)東京事業部東京東支店長
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社長

機関名	役職名
指定公共機関及び 指定地方公共機関	東京ガス(株)地域共創カンパニー東京東支店長
	東日本旅客鉄道(株)北千住駅長
	東京地下鉄(株)北千住駅務管区長
	東武鉄道(株)東武北千住駅長
	京成電鉄(株)千住大橋駅長
	首都圏新都市鉄道(株)北千住駅務管理所長
	東武バスセントラル(株)足立営業事務所長
	国際興業(株)赤羽営業所長
	首都高速道路(株)東京東局副局長
	一般社団法人 足立区医師会会長
	公益社団法人東京都足立区歯科医師会会長
	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策委員長
	公益社団法人東京都獣医師会足立副支部長
	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長
自主防災組織及び 学識経験者	一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部 副支部長
足立区	足立区副区長
	足立区副区長
	足立区教育長
	足立区政策経営部長
	足立区総務部長
	足立区危機管理部長
	資産活用部長
	足立区施設営繕部長
	足立区区民部長
	足立区地域のちから推進部長
	足立区産業経済部長
	足立区福祉部長
	足立区衛生部長
	足立区環境部長
	足立区都市建設部長
	足立区会計管理室長
	足立区教育委員会教育指導部長
	足立区教育委員会学校運営部長
	足立区教育委員会子ども家庭部長
足立区議会事務局長	

第 74 協定・連絡先一覧

現在調整中

令和 3 年 4 月 1 日現在

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
0-1	東京都災害対策本部	総合防災部 防災対策課長	TEL:03-5388-2458	都無線 5221	本部長 (区長)

《相互応援》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
1-1	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	各区防災担当部署	—	—	本部長 (区長)
1-2	新潟県魚沼市	総務政策部 防災安全課	TEL:025-792-9214 FAX:025-792-9500		本部長 (区長)
1-3	栃木県鹿沼市	危機管理課 危機管理係	TEL:0289-63-2158 FAX:0289-63-2143	夜間休日 TEL 0289-64-2111	本部長 (区長)
1-4	千葉県鋸南町	総務企画課 防災担当	TEL:0470-55-4801 FAX:0470-55-1342		本部長 (区長)
1-5	栃木県那須塩原市	総務課危機対策 ・放射能対策室	TEL:0287-62-7150 FAX:0287-62-7220		本部長 (区長)
1-6	埼玉県八潮市	生活安全部 危機管理防災課	TEL:048-996-2868 FAX:048-995-7367	勤務時間外 048-996-2111	本部長 (区長)
1-7	栃木県日光市	総務課 防災対策係	TEL:0288-21-5166 FAX:0288-21-5137	夜間休日 0288-22-1111	本部長 (区長)
1-8	山梨県山中湖村	総務課	TEL:0555-62-1111 FAX:0555-62-3088		本部長 (区長)
1-9	千葉県富津市	総務部 防災安全課	TEL:0439-80-1266 FAX:0439-80-1350	夜間 0439-80-1222	本部長 (区長)
1-10	長野県山ノ内町	総務課庶務文書 係・危機管理室	TEL:0269-33-3111 FAX:0269-33-4527		本部長 (区長)
1-11	埼玉県川口市	危機管理部 防災課	TEL:048-242-6358 FAX:048-257-3535		本部長 (区長)
1-12	埼玉県草加市	市長室 危機管理課	TEL:048-922-0151 FAX:048-922-6591		本部長 (区長)
1-13	埼玉県蕨市	市民生活部 安全安心推進課	TEL:048-433-7755 FAX:048-433-7491		本部長 (区長)
1-14	埼玉県戸田市	危機管理防災課	TEL:048-441-1800 FAX:048-433-2200		本部長 (区長)
1-15	福島県相馬市	総務部 地域防災対策室	TEL:0244-37-2121 FAX:0244-35-4196		本部長 (区長)

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
1-16	宮城県美里町	防災管財課	TEL:0229-33-2142 FAX:0229-33-2319		本部長 (区長)
1-17	岐阜県多治見市	企画部企画防災 課防災グループ	TEL:0572-22-1378 FAX:0572-24-0621	夜間休日 TEL 0572-22-1111	本部長 (区長)
1-18	環境自治体会議	事務局長	TEL:03-3263-9206 FAX:03-3263-9175		本部長 (区長)
1-19	茨城県下妻市	総務部 消防交通課	TEL:0296-43-2119 FAX:0296-43-4214		本部長 (区長)

《医療救護》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
2-1	足立区医師会	理事	TEL:03-3840-2111 FAX:03-3840-0202	無線 326	衛生部長
2-2	東京都柔道整復師会 足立支部	支部長	TEL:03-3888-0144 FAX:03-3888-0144		衛生部長
2-3	足立区歯科医師会	専務理事	TEL:03-3850-6488 FAX:03-3850-6488	無線 374	衛生部長
2-4	足立区薬剤師会	災害対策委員長	TEL:03-5813-8933 FAX:03-5813-8934	無線 321	衛生部長
2-5	東京都獣医師会 足立支部	防災部会長	TEL:03-5691-1222		衛生部長
2-6	株式会社星医療酸器 東京事業所	所長	TEL:03-3899-8855 FAX:03-3899-5661	無線 373	福祉部長
2-7	アルフレッサ株式会社	足立支店	TEL:03-3884-2211 FAX:03-3884-5599		衛生部長
2-8	株式会社スズケン	城北第一支店	TEL:03-3848-3411 FAX:03-3848-3412		衛生部長
2-9	株式会社メディセオ		TEL:03-3517-5935 FAX:03-3517-5011		衛生部長
2-10	東邦薬品株式会社	足立営業所	TEL:03-3899-5171 FAX:03-3857-2192		衛生部長
2-11	愛里病院		TEL:03-3888-7721	無線 330	衛生部長
2-12	足立東部病院		TEL:03-3880-1221	無線 337	衛生部長
2-13	綾瀬循環器病院		TEL:03-3605-2811	無線 340	衛生部長
2-14	いずみ記念病院		TEL:03-5888-2111	無線 350	衛生部長
2-15	梅田病院		TEL:03-3840-4511	無線 335	衛生部長
2-16	大高病院		TEL:03-5856-7319	無線 511	衛生部長
2-17	敬仁病院		TEL:03-3913-3106	無線 333	衛生部長

				現在調整中	
No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
2-18	下井病院		TEL:03-3620-8811	無線 339	衛生部長
2-19	勝楽堂病院		TEL:03-3881-0137	無線 512	衛生部長
2-20	舎人病院		TEL:03-3854-4111	無線 347	衛生部長
2-21	苑田第一病院		TEL:03-3850-5721	無線 344	衛生部長
2-22	苑田第三病院		TEL:03-5837-5111	無線 513	衛生部長
2-23	東京洪誠病院		TEL:03-5888-9880	無線 521	衛生部長
2-24	等潤病院		TEL:03-3850-8711	無線 343	衛生部長
2-25	東和病院		TEL:03-3629-8111	無線 341	衛生部長
2-26	西新井病院		TEL:03-3840-7111	無線 334	衛生部長
2-27	博慈会記念総合病院		TEL:03-3899-1311	無線 348	衛生部長
2-28	水野記念病院		TEL:03-3898-8080	無線 346	衛生部長
2-29	柳原病院		TEL:03-3882-1928	無線 606	衛生部長

《応急対策》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
3-1	足立建設業協会	災害対策委員長	TEL:03-3879-5613 FAX:03-3882-7201	無線 322	都市建設部長
3-2	株式会社セレスポ	東京支店長	TEL:03-5974-5555 FAX:03-5394-7654		本部長 (区長)
3-3	東京都管工事工業協同組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-1704 FAX:03-3886-9333		都市建設部長
3-4	株式会社似鳥工務店	総括部長	TEL:03-3899-5662 FAX:03-3899-6420		都市建設部長
3-5	足立区電気工事業協会	技術委員長	TEL:03-3899-6254 FAX:03-3897-2609		都市建設部長
3-6	首都圏建設産業ユニオン 城北 支部	執行委員長	TEL:03-3888-2595 FAX:03-3881-3496		都市建設部長
3-7	社会福祉法人足立区社会福祉協 議会	事務局長	TEL:03-3880-5740 FAX:03-3880-5697	無線 379	本部長 (区長)
3-8	東京土建一般労働組合 足立支部	書記長	TEL:03-5848-5011 FAX:03-5845-5014		都市建設部長
3-9	足立管工設備協力会	東京セントラルヒーティン グ工業 会長	TEL:03-5686-1238 FAX:03-3858-8858		都市建設部長
3-10	東京都電気工事工業組合 足立地区本部	本部長	TEL:03-3883-7677 FAX:03-3883-8417		都市建設部長
3-11	株式会社アクティオ	外環ブロック 足立営業所	TEL:048-929-1411 FAX:048-928-4554		本部長 (区長)
3-12	公益社団法人	支部長	TEL:03-6331-4310		本部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
	東京都隊友会足立支部				(区長)
3-13	東京都印刷工業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3899-7427 FAX:03-3899-7425		都市建設部 長
3-14	足立管工事業協同組合	理事長	TEL:03-3883-9675 FAX:03-3883-9687		都市建設部 長
3-15	公益財団法人 東京都公園協会 舎人公園サービスセンター	サービスセンタ ー長	TEL:03-3857-2308 FAX:03-3857-6798	無線 375	本部長 (区長)
3-16	株式会社 機電サービス	本部長	TEL:03-3897-1111 FAX:03-3853-2413		本部長 (区長)
3-17	足立成和信用金庫	総務部長	TEL:03-3882-3221 FAX:03-3882-3307		本部長 (区長)
3-18	公益社団法人 東京青年会議所 足立区委員会	委員長	TEL:070-4204-7912 FAX:03-5276-6160		本部長 (区長)
3-19	足立建物サービス株式会社	代表取締役	TEL:03-5856-8817 FAX:03-5856-8917		都市建設部 長
3-20	足立解体防災協力会	副会長	TEL:03-3853-6430 FAX:03-3853-6431		都市建設部 長

《食料対策》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
4-1	東京都米穀小売商業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-5086 FAX:03-3886-2131		総務部長
4-2	足立区麺類組合連合会	支部長	TEL:03-3889-6538		総務部長
4-3	東京スマイル農業協同組合経済 営農指導部		TEL:03-5680-8953 FAX:03-5680-8948		総務部長
4-4	パルシステム生活協同組合連合 会・生活協同組合パルシステム東 京	総務部主任	TEL:03-6233-7600 FAX:03-3232-2581		総務部長

《物資供給関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
5-1	足立区商店街振興組合連合会	事務局長	TEL:03-3881-9121 FAX:03-3881-9123		産業経済部 長
5-2	株式会社サンベルクス	総務部 課長	TEL:03-3858-8719		産業経済部 長
5-3	イオンリテール株式会社(イオン 西新井店)	イオン西新井店 人事総務課長	TEL:03-3852-2839 FAX:03-3887-4482		産業経済部 長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
5-4	株式会社イトーヨーカ堂	株式会社セブ& アイ・ホールディングス 総務部渉外担当	TEL:03-6238-2104 FAX:03-6238-3490		産業経済部 長
5-5	サントリービバレッジソリューション株式会社 首都圏支社	企画部企画課	TEL:03-3275-7721 FAX:03-3275-5139		総務部長
5-6	株式会社ダイエー	総務部	TEL:03-6388-7340 FAX:03-5606-6246		産業経済部 長
5-7	アサヒ飲料販売株式会社 墨田支店	支店長	TEL:03-5608-5555 FAX:03-5608-5550		産業経済部 長
5-8	株式会社八洋 足立営業所	西地区担当所長	TEL:03-5962-8881 FAX:03-5962-8880		産業経済部 長
5-9	ロイヤルホームセンター株式会社 足立鹿浜店	店長・副店長	TEL:03-5647-5711 FAX:03-5647-5722		産業経済部 長
5-10	株式会社マミーマーケット	総合企画室	TEL:048-654-2516 FAX:048-654-2532		産業経済部 長
5-11	ミアヘルサ株式会社	食品事業部部長	TEL:03-3857-0311 FAX:03-3857-0280		産業経済部 長

《燃料関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
6-1	東京都LPガス協会 足立支部	支部長	TEL:03-3890-5298 FAX:03-3854-5220		総務部長
6-2	東京都石油商業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3850-7405 FAX:03-3858-0577		総務部長

《避難所・避難場所関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
7-1	東京都立東京武道館	館長	TEL:03-5697-2115 FAX:03-5697-2117		福祉部長
7-2	東京都中央卸売市場 足立市場	場長	TEL:03-3882-4302 FAX:03-3882-4303		福祉部長
7-3	学校法人 東京朝鮮学園 東京朝鮮第四初中級学校	学校長	TEL:03-3889-8321 FAX:03-3889-8323	無線 908	福祉部長
7-4	東京都立花畑学園	副校長	TEL:03-3883-7200 FAX:03-3883-7155		福祉部長
7-5	社会福祉法人聖風会 千住桜花苑	施設長	TEL:03-5244-6881 FAX:03-5244-6880		福祉部長
7-6	社会福祉法人聖風会 足立新生苑	施設長	TEL:03-3883-7946		福祉部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
			FAX:03-3860-0950		
7-7	社会福祉法人東京蒼生会 特別養護老人ホームさの	事業所長	TEL:03-5682-0007 FAX:03-5682-0077		福祉部長
7-8	社会福祉法人白寿会 プレミア扇	施設長	TEL:03-3890-3333 FAX:03-3890-5551		福祉部長
7-9	社会福祉法人杉の子 中央本町杉の子園	施設長	TEL:03-3886-0002 FAX:03-3886-1600		福祉部長
7-10	社会福祉法人ファミリー ハピネスあだち	施設長	TEL:03-5839-3630 FAX:03-5839-3632		福祉部長
7-11	社会福祉法人はとせふ 特別養護老人ホームはるかぜ	施設長	TEL:03-5851-7055 FAX:03-3883-8776		福祉部長
7-12	社会福祉法人健修会 イーストピア東和	施設長	TEL:03-5613-1230 FAX:03-5613-1220		福祉部長
7-13	社会福祉法人ウエルガーデン ウエルガーデン伊興園	施設長	TEL:03-5838-1500 FAX:03-5838-1501		福祉部長
7-14	医療法人財団健和会 介護老人保健施設 千寿の郷	施設長および 事務長	TEL:03-3870-4621 FAX:03-3870-5228		福祉部長
7-15	医療法人財団厚生協会 介護老人保健施設 足立老人ケアセンター	施設長および 事務長	TEL:03-5686-3965 FAX:03-5831-2246		福祉部長
7-16	医療法人社団福寿会 介護老人保健施設 しらさぎ	施設長および 事務長	TEL:03-5681-5001 FAX:03-5681-5002		福祉部長
7-17	医療法人社団八葉会 介護老人保健施設 レーベンハウス	施設長および 事務長	TEL:03-3854-4761 FAX:03-3854-2062		福祉部長
7-18	医療法人社団成仁 成仁介護老人保健施設	施設長および 事務長	TEL:050-3734-5031 FAX:03-3605-4599		福祉部長
7-19	社会医療法人社団医善会 介護老人保健施設 いずみ	施設長および 事務長	TEL:03-5838-2277 FAX:03-5838-2278		福祉部長
7-20	医療法人社団成和会 介護老人保健施設 むくげのいえ	施設長および 事務長	TEL:03-5838-0788 FAX:03-5838-0789		福祉部長
7-21	特定医療法人大坪会 介護老人保健施設 ホスピア東和	施設長および 事務長	TEL:03-5673-3455 FAX:03-5673-3466		福祉部長
7-22	学校法人 三幸学園 東京未来大学	エンrollment・マネジ メント局長	TEL:03-5813-2525 FAX:03-5813-2529	無線 902	福祉部長
7-23	国立大学法人 東京芸術大学	千住校地事務セ ンター事務長	TEL:050-5525-2723 FAX:03-5284-1574	無線 905	福祉部長
7-24	学校法人 足立学園	事務長	TEL:03-3888-5331 FAX:03-3888-6720		福祉部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
7-25	学校法人 潤徳学園	事務長	TEL:03-3881-7161 FAX:03-3888-2668		福祉部長
7-26	学校法人 帝京科学大学	施設管理室長	TEL:03-6910-1010 FAX:03-6910-3800	無線 903 無線 907 (2号館)	福祉部長
7-27	東京電機大学 東京千住アネックス	総務部 (総務担当)	TEL:03-5284-5120 FAX:03-5284-5180	無線 838	福祉部長
7-28	独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	住宅経営部 管理企画チーム	TEL:03-5323-2608 FAX:03-5323-2934		都市建設部長
7-29	社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園	学園長	TEL:03-3848-1190 FAX:03-3848-1191		福祉部長
7-30	東京拘置所	総務部用度課 用度課長	TEL:03-3690-6682 FAX:03-3690-6714		福祉部長
7-31	東京都住宅供給公社	調整係	TEL:03-3885-9912 FAX:03-3884-9619		—
7-32	社会福祉法人桃山福祉会 ピオーネ西新井	施設長	TEL:03-6807-1213 FAX:03-3855-1022		福祉部長
7-33	社会福祉法人奉優会 奉優の家	施設長および 事務課長	TEL:03-5613-1525 FAX:03-5613-1526		福祉部長
7-34	社会福祉法人孝慈会 古千谷苑	施設長	TEL:03-3856-7257 FAX:03-3897-7237		福祉部長
7-35	社会福祉法人道心会 ケアホーム足立	施設長	TEL:03-3853-6800 FAX:03-3853-6801		福祉部長
7-36	社会福祉法人射水万葉会 足立万葉苑	施設長	TEL:03-5856-6695 FAX:03-3858-1700		福祉部長
7-37	社会医療法人社団慈生会 介護老人保健施設 イルアカーサ	施設長	TEL:03-5673-1020 FAX:03-5673-1021		福祉部長
7-38	社会福祉法人敬仁会 ル・ソラリオン綾瀬	施設長	TEL:03-5613-1176 FAX:03-5613-1187		福祉部長
7-39	社会福祉法人敬仁会 ル・ソラリオン西新井	施設長	TEL:03-3899-3005 FAX:03-3899-3085		福祉部長
7-40	社会福祉法人愛寿会 紫磨園	施設長	TEL:03-3857-4165 FAX:03-3857-8425		福祉部長
7-41	社会福祉法人長寿村 足立翔裕園	施設長	TEL:03-3855-6363 FAX:03-3855-6360		福祉部長
7-42	社会福祉法人長寿村 竹の塚翔裕園	施設長	TEL:03-5851-6050 FAX:03-5851-6055		福祉部長
7-43	社会福祉法人足立邦栄会	施設長	TEL:03-5691-7150		福祉部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
	特別養護老人ホーム さくら		FAX:03-5691-8147		
7-44	社会福祉法人あいのわ福祉会 舎人あかしあ園	施設長	TEL:03-3854-1741 FAX:03-3854-1742		福祉部長
7-45	社会福祉法人聖風会 花畑あすか苑	施設長	TEL:03-5856-4751 FAX:03-5856-6715		福祉部長
7-46	社会福祉法人聖風会 ゆうあいの郷 六月	施設長	TEL:03-5242-0303 FAX:03-5242-0306		福祉部長
7-47	社会福祉法人聖風会 ゆうあいの郷 扇	施設長	TEL:03-3856-1199 FAX:03-3856-1711		福祉部長
7-48	社会福祉法人清洞会 レスパイト千住	施設長	TEL:03-6684-1010 FAX:03-5284-8803		福祉部長
7-49	社会福祉法人あだちの里 竹の塚福祉園・竹の塚ひまわり園	施設長	(竹の塚福祉園) TEL:03-5831-1741 FAX:03-5831-1720 (竹の塚ひまわり園) TEL:03-5831-1721 FAX:03-5831-1720		福祉部長
7-50	社会福祉法人あだちの里 綾瀬なないろ園	施設長	TEL:03-5682-0730 FAX:03-5682-0731		福祉部長
7-51	NPO法人ソーシャルテハベロップメントシヤ パン F L A P - Y A R D	施設長	TEL:03-5809-5388 FAX:03-5809-5389		福祉部長
7-52	社会福祉法人あだちの里 江北ひまわり園	施設長	TEL:03-5809-5815 FAX:03-6807-1371		福祉部長
7-53	東京都立足立特別支援学校	事務長	TEL:03-3850-6066 FAX:03-3860-3790		福祉部長
7-54	株式会社ユキ・コーポレーション	支店長	TEL:03-5284-9970 FAX:03-5284-9070		本部長 (区長)
7-55	木本製菓株式会社	支店長	TEL:03-5284-1155 FAX:03-5284-1156		本部長 (区長)
7-56	アパホテル株式会社	支店長	TEL:03-5849-6211 FAX:03-5849-6212		本部長 (区長)
7-57	株式会社ニトリホールディング ス	副店長	TEL:0570-064-555 FAX:03-5845-5573		本部長 (区長)
7-58	株式会社LIXILビバ	店次長	TEL:03-5673-3211 FAX:03-5673-3215		本部長 (区長)
7-59	千住一丁目地区市街地再開発組 合	理事長	TEL:03-5541-3503		本部長 (区長)
7-60	学校法人放送大学学園	事務長	TEL:03-5244-2760		本部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
	放送大学 東京足立学習センター		FAX:03-5244-2762		(区長)
7-61	学校法人文教大学学園	法人事務局	TEL:03-5686-8577		本部長 (区長)

《情報提供関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
8-1	日本郵便株式会社足立郵便局		TEL:03-3881-2600	無線 370	総務部長
8-2	日本郵便株式会社足立北郵便局		TEL:03-3884-1031	無線 371	総務部長
8-3	日本郵便株式会社足立西郵便局		TEL:03-3896-2122	無線 372	総務部長
8-4	特定非営利活動法人 デフ・サポート足立	理事長	TEL:03-5856-4818 FAX:03-5856-4818	旧足立区ろう 者福祉推進合 同委員会	福祉部長
8-5	株式会社 ジュピターテレコム	千葉メディア センター足立 事務所	TEL:03-5680-8516 FAX:03-5680-7078		広報室長
8-6	株式会社ジェイコム東京足立局	地域プロデュ ーサー	TEL:03-5680-8409 FAX:03-5680-2857	無線 381	広報室長
8-7	ヤフー株式会社		TEL:03-6898-5312		広報室長
8-8	東電タウンプランニング株式会 社 東京営業部	営業サポートグル ープマネージャー	TEL:03-6372-4300 FAX:03-6372-4302		広報室長
8-9	株式会社 ドローン・フロンティア		TEL:03-5284-7594 FAX:03-5539-4289		広報室長

《生活支援関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
9-1	株式会社正丸組	代表	TEL:03-3899-5647 FAX:03-3899-1724		環境部長
9-2	東武清掃株式会社	代表	TEL:03-3899-2004 FAX:03-3897-7967		環境部長
9-3	東栄興業株式会社	代表	TEL:03-3897-8606 FAX:03-3857-6247		環境部長
9-4	株式会社丸三興業	代表	TEL:03-3849-6321 FAX:03-3849-6337		環境部長
9-5	鹿浜興業株式会社	代表	TEL:03-3897-1326 FAX:03-3897-1355		環境部長
9-6	有限会社環境衛生協会	代表	TEL:03-3605-3328 FAX:03-3605-3396		環境部長
9-7	東京都理容生活衛生同業組合	支部長	TEL:03-3898-7301		福祉部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
	足立支部		FAX:03-3898-7301		
9-8	東京都公衆浴場業 生活衛生同業組合 足立支部	支部長	TEL:03-3886-5230 FAX:03-3886-5284		衛生部長
9-9	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	小川豊店代表	TEL:03-3605-6285 FAX:03-3605-6285		本部長 (区長)
9-10	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	事務局長	TEL:03-3324-6760 FAX:03-3324-6789		本部長 (区長)
9-11	東京都行政書士会 足立支部	支部長	TEL:03-5680-2882 FAX:03-5680-2782		総務部長

《輸送関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
10-1	一般社団法人 東京都トラック協会 足立支部	事務長	TEL:03-5242-5431 FAX:03-5242-5918	無線 320	区民部長
10-2	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 東京支部	東京支部長	TEL:03-5829-5993 FAX:03-5829-5994		区民部長
10-3	足立貨物運送事業協同組合	事務長	TEL:03-5242-5431 FAX:03-5242-5918		区民部長
10-4	一般社団法人 全国霊柩車自動車協会	東京都霊柩自動車協会 会長	TEL:03-3353-9729 FAX:03-3341-6786		地域のちから 推進部長
10-5	東京福祉バス株式会社	営業部長	TEL:03-3806-4895 FAX:03-3806-6512		地域のちから 推進部長
10-6	アカギヘリコプター株式会社	営業部営業2 課	TEL:03-3522-1701 FAX:03-3522-1705		本部長 (区長)
10-7	トヨタモビリティ東京株式会社	CSR 推進部コンプライアンス推進室長	TEL:03-5439-2410		本部長 (区長)
10-8	株式会社 平成エンタープライズ	運行統括本部長 取締役	TEL:048-487-7289 FAX:048-487-7406		区民部長
10-9	一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会足立支部	足立支部長	TEL:03-3881-0181		区民部長
10-10	太成倉庫株式会社	総務部長	TEL:03-3888-4141		区民部長
10-11	ふじ交通 (有)	営業所長	TEL:03-3857-0777 FAX:03-3857-2666		区民部長
10-12	株式会社アシスト	旅客事業部長	TEL:03-5242-0823 FAX:03-5242-0822		区民部長
10-13	有限会社ドリームインキュベーター	営業部長	TEL:03-5837-3388 FAX:03-5837-3389		区民部長
10-14	ヤマト運輸株式会社	人事総務課長	TEL:03-5656-2604		区民部長

現在調整中

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
	城北主管支店				
10-15	山手観光自動車株式会社	足立営業所長	TEL:03-5839-0175 FAX:03-5839-0176		区民部長
10-16	株式会社 I K E D A コーポレーション	代表取締役	TEL:03-3860-2688 FAX:03-3860-2733		区民部長
10-17	東京ワナー観光株式会社		TEL:03-3850-5757 FAX:03-3850-5787		区民部長
10-18	伊澤造船(株)、千住大橋 入舟、大同造船(株)・高林産業(株)、千住警察署		伊澤造船 TEL:03-3888-7466 入舟 TEL:03-3806-4444 大同造船 TEL:03-3888-6521 高林産業 TEL:03-3888-9233		本部長 (区長)

《帰宅困難者対策関係》 一覧

No	機関の名称	連絡責任者	電 話	備 考	要請者
11-1	栗駒電気工事株式会社	総務部長	TEL:03-5681-0031 FAX:03-5681-0036		本部長 (区長)
11-2	パルシステム生活協同組合連合会 生活協同組合パルシステム東京	足立センター活動長	TEL:03-3887-8117 FAX:03-3887-8877		本部長 (区長)
11-3	一般財団法人 海外産業人材育成協会	東京研修センター研修支援グループ長	TEL:03-3888-8230 FAX:03-3882-3817		本部長 (区長)
11-4	医療法人社団 徳耀会	総務部企画室長	TEL:03-3605-1094 FAX:03-3605-1092		本部長 (区長)
11-5	株式会社スギモトホールディングス	総務部	TEL:03-3884-2421 FAX:03-3859-2616		本部長 (区長)
11-6	東京電機大学 東京千住キャンパス	総務部 (総務担当)	TEL:03-5284-5120 FAX:03-5284-5180	無線 904	本部長 (区長)
11-7	株式会社 コンチェルト	コンサートホール事業部長	TEL:03-3988-9673		本部長 (区長)
11-8	鈴木通信建設株式会社	営業本部長	TEL:03-5686-0771 FAX:03-3850-0853		本部長 (区長)
11-9	宗教法人 善立寺	代表役員	TEL:03-3886-1367 FAX:03-3886-8252		本部長 (区長)